

令和7年度

農林水産省の実施策に係る政策評価書

【資料】

第127回食料・農業・農村政策審議会 企画部会（R8.7.24開催）

- ・資料 食料・農業・農村基本計画の目標・KPIの検証
（我が国の食料供給（食料自給力の確保等））

政策分野名	担当部局名	該当ページ
②食料自給力の確保	消費・安全局 農産局 畜産局 農村振興局 経営局 農林水産技術会議	P2～34
③付加価値向上に向けた取組	環境バイオマス課 新事業・食品産業部 輸出・国際局 農村振興局 農林水産技術会議	P35～39

（政策評価実施時期：令和8年8月）

食料・農業・農村基本計画の目標・KPIの検証 (我が国の食料供給（食料自給力の確保等）)

令和 8 年 7 月
農林水産省

目次

(1)	人（サステイナブルな農業構造）	2
(2)	農地（農地の確保）	10
(3)	技術（生産性の向上）	14
(4)	生産資材	
①	肥料の安定供給の確保	23
②	農薬の安定供給の確保	26
③	種苗の安定供給の確保	29
④	飼料の備蓄の確保	32
(5)	付加価値の向上	35

（１）人（サステイナブルな農業構造）

(1) 人

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給
国内の農業生産の
増大

食料自給力の確保

サステナブルな農業構造

49歳以下の担い手数
2023年：4.8万
2025年：4.7万
2030年：4.8万

人

農業分野における生産年齢人口(15～64歳)のうち
49歳以下のシェア

2024年：54.3% 2025年：53.8% 2030年：全産業並
(全産業 2024年:64.0% 2025年:63.5%)

地域の方針策定に参画する女性農業者の割合

農業委員 2023年：14.0% 2025年度：14.8% 2030年：30%

農協役員 2022年：9.6% 2024年度：11.2% 2030年：20%

土地改良区理事 2023年：1.4% 2025年度：4.0% 2030年：10%

販売金額に占める主業経営体+法人等団体経営体シェア

2023年※：84.1% 2025年度：82.9% 2030年：90%

※：2023年2月1日時点の実績

担い手への農地集積率

2023年度：60.4% 2025年度：62.1% 2030年度：70%

(参考指標) 農業法人の主要経営指標 ※9頁参照

・若手農業従事者の確保・育成
・女性活躍の推進

・新規参入の推進、規模拡大や事業
の多角化のための経営基盤の強化
・農地の集積・集約、大区画化

・新規就農者育成総合対策【R7】【R8】
・雇用就農総合対策【R7】【R8】
・青年等就農資金【R7】【R8】
・女性が変わる未来の農業推進事業【R7】【R8】

・地域外からの担い手参入促進緊急対策【R7補】
・地域農業構造転換支援事業【R8（R7補含む）】
・農地中間管理機構の機能強化と担い手への農地の集約
化の推進【R7（R6補含む）】【R8（R7補含む）】
・農業委員会による農地利用の最適化の推進
【R7（R6補含む）】【R8】
・農業競争力強化基盤整備事業
【R7（R6補含む）】【R8（R7補含む）】
・大区画化等加速化支援事業【R8（R7補含む）】
・農業経営・就農支援体制整備推進事業【R7】【R8】
・スーパーL資金【R7】【R8】
・農業近代化資金【R7】【R8】
・農業者年金制度【R7】【R8】
・集落営農連携促進等事業【R7】【R8】
・農業経営基盤強化準備金【R7】【R8】

※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

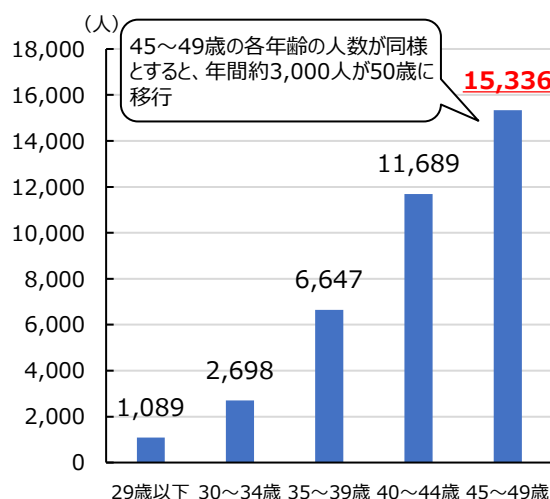
（目標：サステナブルな農業構造（49歳以下の担い手数））

- 農業経営体数の減少が進む中、農業で生計を立てる**将来の担い手の育成・確保**を進めるとともに、**農業生産に占める担い手のシェア拡大**や、**農業者の世代間のバランスの確保**などを図り、持続可能な農業構造を実現する必要。
- 農業の担い手のうち、法人は3.5万経営体（2025年度）に着実に増加し、経営耕地面積の3割、農産物販売金額の4割を担うまでになっているが、サステナブルな農業構造のためには、これに加え、規模拡大や法人化により地域農業の中核を担うことが期待される若手の個人経営体の数も十分に確保することが重要。この観点から目標とされた**49歳以下の担い手※数**については、**年齢階層の移行によって1年に3,000人程度減少**する中（図1-1）、49歳以下を対象とした資金や機械・施設の導入への支援等を通して担い手の確保に取り組んだものの、新たに認定を受ける49歳以下の農業者がこれをカバーするには至らず、**前年から約1,000人減少**し、**4.7万人**となった（図1-2）。

※ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者及び認定新規就農者（法人等を除く）

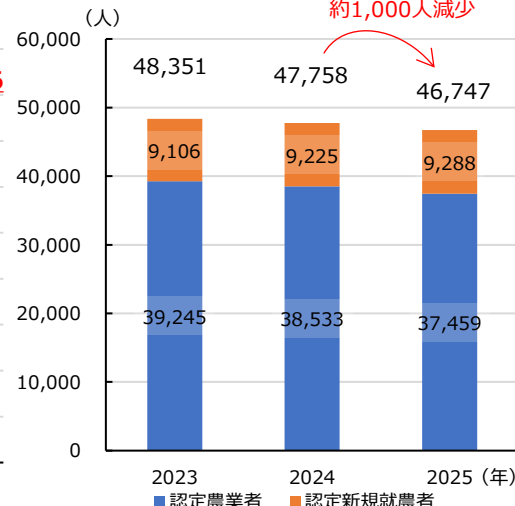
- 2030年目標（4.8万人）に向けては、少子高齢化や他産業との人材獲得競争といった外部要因もある中で、**49歳以下の担い手数の目標達成は見通しづらいものの、49歳以下の新規就農の促進と担い手の経営発展への支援を通して、農業構造の改善を着実に進めていく必要。**

図1-1 49歳以下の年齢階層別認定農業者数



資料：農林水産省「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」を基に作成

図1-2 49歳以下の担い手数の推移



資料：農林水産省「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」を基に作成
注1：法人、共同申請による農業経営改善計画の認定数を除く
注2：各年3月末現在

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 若手農業従事者の確保・育成

これまで、新規就農施策により新規雇用就農者や新規参入者の確保を図ってきたことから**KPIである農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアは増加**してきた（図1-3）。しかしながら、**直近の農業分野における生産年齢人口（就業者）に占める40代以下の割合は、2025年は53.8%と前年比0.5ポイント減**。2023年までは分母となる全就業者数の減少よりも分子の40代以下の就業者数の増加が大きかったことから、40代以下の割合は増加傾向となっていたが、2024年度以降は40代以下の農業就業者数が減少しており、割合が低下。一因として、30代の減少が大きく（図1-4）、**今後更なる要因分析が必要**。

一方、49歳以下の**就農形態別の新規就農者数の長期的な傾向**を見ると（図1-5）、**親元で就農する新規自営農業就農者は減少**する一方、**法人等に雇われて就農する農業を生業とする新規雇用就農者と、土地・資金を独自に調達する新規参入者が増加**しており、担い手の経営規模拡大に伴う雇用形態での就農や、非農家からの農業参入が就農形態として定着してきている。

40代以下の就業者数が伸び悩む中、また、他産業との人材獲得競争が激しくなると見込まれる中、2030年目標（全産業並み（2025年度は63.5%））に向けて、施策の改善を図りつつ、**労働環境の整備や新規参入支援などに取り組む必要**。

主な施策の取組状況については以下のとおり。

- 農業の魅力発信や農業高校・農業大学校における教育支援に加え、2022年から新たに機械・施設など初期投資への支援のほか、新規就農者向けのサポート体制の充実を支援。**サポート体制を充実した地区（計27地区、2023～2024年度に完了）における新規就農者数は、事業実施前と比較して平均で約3割増加した**。施策が一定程度KPIの増加に寄与していると考えられる。
- 農業は、働き方改革や作業安全のための取組が遅れているところ、厚生労働省とも連携の下、2025年5月に被用者保険制度について、2026年7月に労災保険制度について、それぞれ特例的な取扱いを見直した。
- 農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、労災保険への加入、休憩・休日の設定、従業員教育等を実施する場合に資金を交付することで、**毎年約1,400経営体における労働環境整備を推進**。また、49歳以下の研修生や認定新規就農者を対象に、就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支えるための資金を交付し、**就農・定着を支援（2024年度で約1万人）**。

図1-3 生産年齢人口に占める40代以下の割合（就業者）

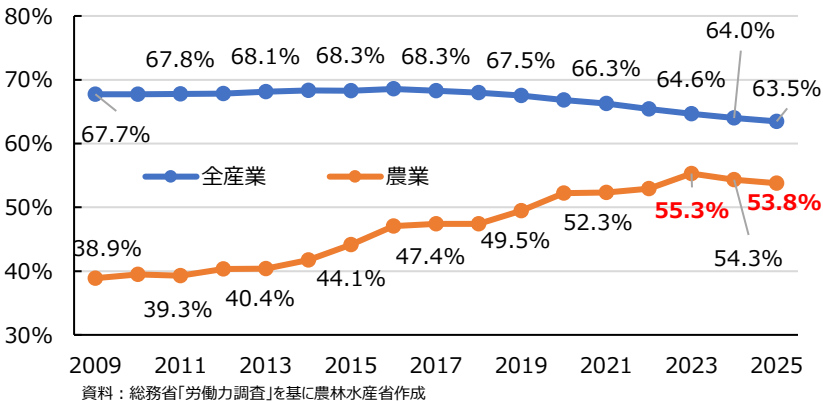
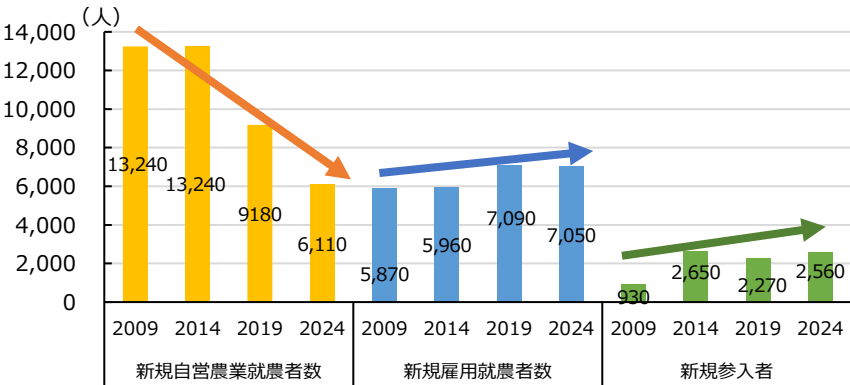


図1-4 年齢階層別の農業就業者数の比較

	2022 (万人)	2023 (万人)	2024 (万人)	2025 (万人)	2025-2024 (万人)
20代以下	10	10	10	11	1
30代	14	16	15	13	-2
40代	21	21	19	19	0
50代	22	21	23	23	0
60～64歳	18	17	14	14	0
40代以下	45	47	44	43	-1
計	86	84	81	80	-1

資料：総務省「労働力調査」を基に農林水産省作成

図1-5 49歳以下の就農形態別新規就農者数の推移



現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 女性活躍の推進

KPIである地域の方針策定に参画する女性農業者の割合は、農業委員は14.8%（2025年度）、農協役員は11.2%（2024年度）、土地改良区理事は4.0%（2025年度）と、前年度から、それぞれ、0.4、0.5、1.4ポイント増加。（なお、女性農業者が地域の方針策定に参画している団体数は、農業委員会は1,696団体のうち1,527、農協は507団体のうち431、土地改良区は4,075団体のうち1,197団体。）

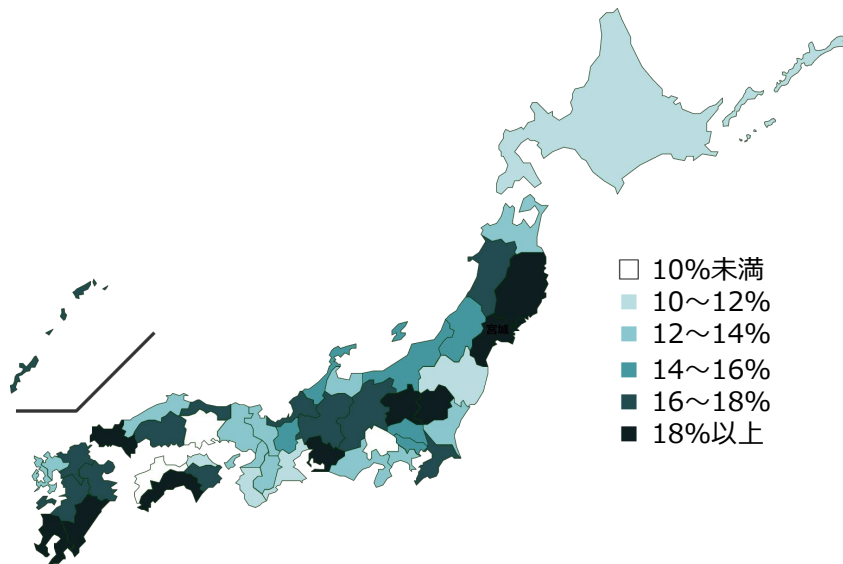
現状の増加ペースでは2030年目標（農業委員は30%、農協役員は20%、土地改良区理事は10%）の達成は困難であり、また、農業委員及び土地改良区理事の女性農業者の割合を見ると都道府県毎に差が見られることから（図1-6）、地域の状況を鑑みた新たな取組を行うなど、取組内容の見直しを図ることによりKPIの増加につなげる必要。

主な施策の取組状況については以下のとおり。

- 農業委員会について、女性登用に取り組む委員会への支援や補助金の優先配分、表彰等を実施した。2025年度は改選期（3年ごと）の委員会が少なかったことも影響し、女性委員の割合は微増に留まった（なお、2026年度は改選期の委員会が最も多い）。
- 農協について、女性登用の取組事例と推進のポイントをまとめた手引書を公表し、女性登用を促すよう取り組んだが微増に留まった。なお、まずは非常勤の女性役員を増やす動きがみられる。
- 土地改良区について、都道府県及び土地改良事業団体連合会と連携し、個別土地改良区への働きかけ、先進事例の横展開、新任理事向け研修会等が奏功し割合は上昇。
- 地域の方針策定に自信を持って参画できる女性農業者を増やすため、全国・地域レベルで、女性農業者用の経営や組織管理スキルの研修を180件実施。

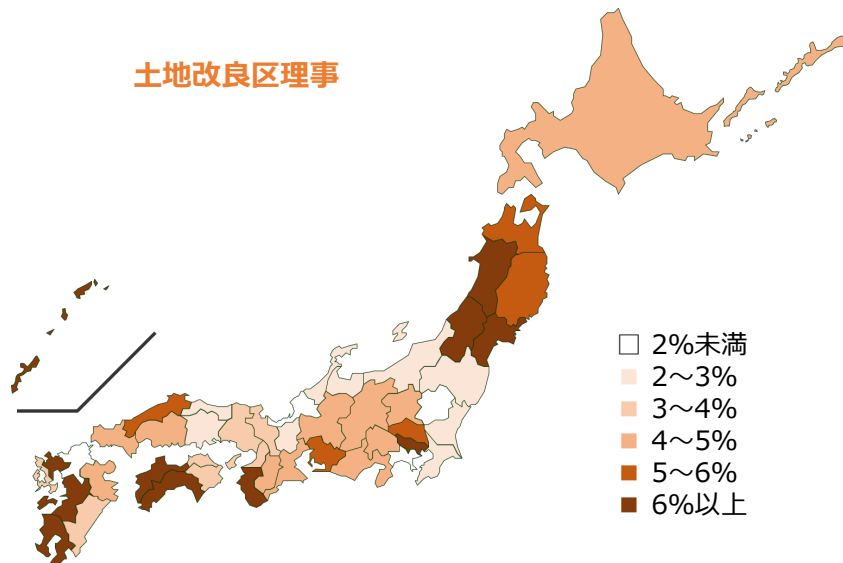
図1-6 都道府県別の女性農業者の割合（2025年）
（農業委員・土地改良区理事）

農業委員



資料：農林水産省「農業委員への女性の参画状況」を基に作成

土地改良区理事



資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」を基に作成

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 新規参入の推進、規模拡大や事業の多角化のための経営基盤の強化

KPIである販売金額に占める主業経営体+法人等団体経営体シェアは、2025年度は82.9%と前年度0.2ポイント増。基準年である2022年度（84.1%）からは減少しているが、これは2024年から25年にかけての主食用米価格の高騰により、準主業・副業的経営体の割合が大きい稲作の販売金額が増加したことによる（図1-7）。中長期では着実に増加しており（図1-8）、2030年目標（90%）に向けて引き続き施策を推進していく必要。

主な施策の取組状況については以下のとおり。

- 経営発展や新規参入を支援するため、都道府県の農業経営・就農支援センターを通じ、相談対応・専門家派遣等を実施。2024年度は約1.1万件支援（約45%が経営発展、約16%が新規参入の支援）（図1-9）。
- 担い手に対して、補助事業・金融措置・税制措置等による重点的な支援を通じて、担い手の参入や規模拡大を後押し。例えば、長期・低利の担い手向け融資であるスーパーL資金においては融資先の5年後の売上金額が融資実施前から約33%増加（2024年度実績）（図1-10）したほか、農業経営基盤強化準備金制度※を活用して設備投資を行った認定農業者は2010年から2020年にかけて3.4haの農地面積が拡大（図1-11）。

これらの取組等を背景に、前年度と2025年度を見ると、法人経営体数が3.4万から3.5万に増加したほか、経営耕地面積規模別（都府県）で見ると、20ha未満の層で経営体数が減少する一方で20ha以上の層の経営体数は増加しているなど、離農した経営体の農地を引き受けながら、経営体の大規模化が進展している。

※ 青色申告を行う認定農業者等が、経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てる制度（積立額の必要経費・損金算入、準備金による農用地取得等における圧縮記帳の税制特例）

図1-9 農業経営・就農支援センターでの経営相談の内容（2024年度）

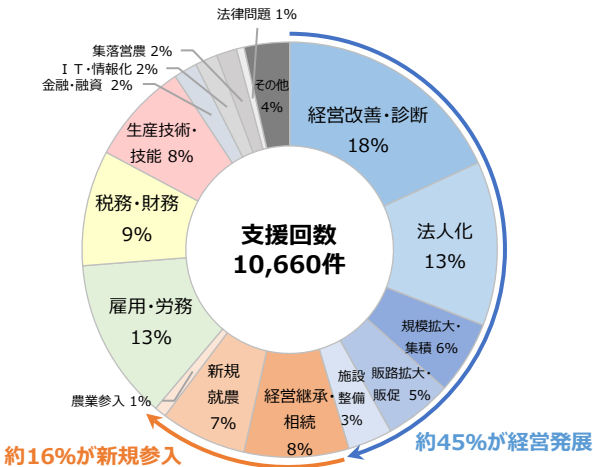


図1-10 スーパーL資金融資先の平均売上金額（2020年度融資先）

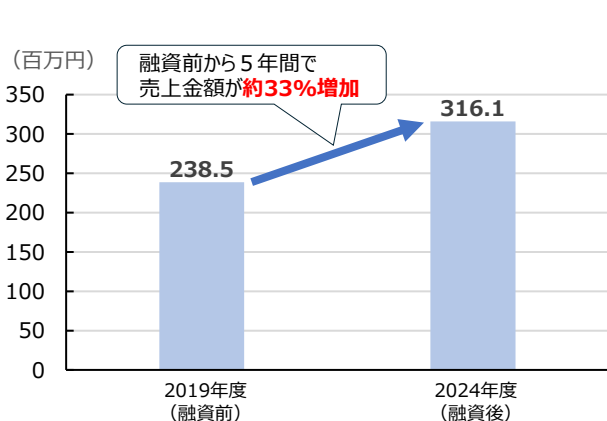
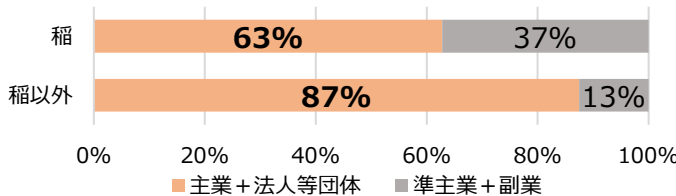
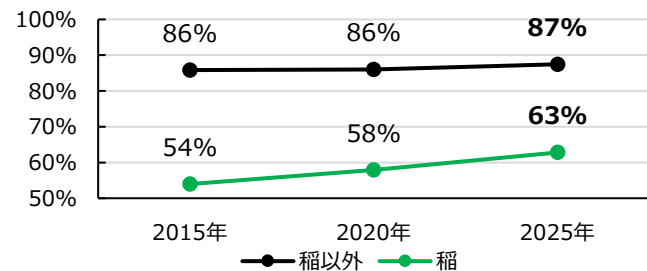


図1-7 経営形態別の農産物販売金額のシェア（2025年）



資料：農林水産省「農林業センサス（組替集計）」を基に作成
注：農産物販売金額ベースでシェアを算出。農産物販売金額は、農産物販売金額1位の部門別の農産物販売金額規模別経営体数に、それぞれの階層ごとに階層の中間値（50万円～100万円であれば75万円）を乗じて求めた推計結果を基にシェアを算出。

図1-8 主業+法人等団体の農産物販売金額のシェアの推移

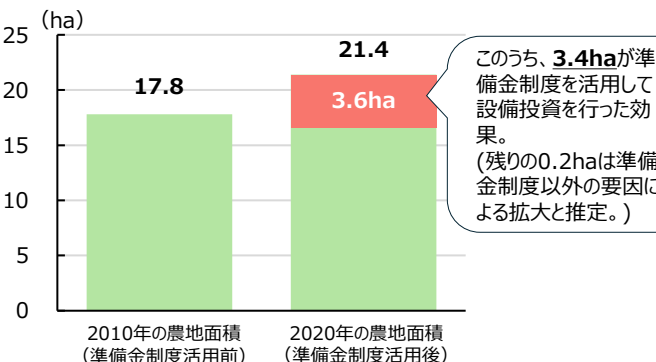


主業経営体：農業所得が主で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる経営体
準主業経営体：農外所得が主で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる経営体
副業的経営体：自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない経営体
団体経営体：個人経営体以外の経営体

資料及び注：図1-7と同様

図1-11 農業経営基盤強化準備金制度の活用効果

活用実績が多い北海道の認定農業者を対象に、準備金制度を活用した集団と活用していない集団と比較し、準備金制度活用による農地の拡大効果を分析



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「令和7年度エビデンスを創出するための調査委託事業のうち効果分析の実施報告書」を基に農林水産省作成

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 農地の集積・集約、大区画化

KPIである担い手※への農地集積率は、2025年度は62.1%と前年0.6ポイント増（図1-12）。担い手への農地集積面積は増加しているものの、対前年度0.7万ha増に留まっている（図1-13）。

※ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農、市町村が定める基本構想の水準に到達しているとみなせる者

担い手への農地集積の状況については、

- ①農地バンクを通じて、担い手が離農農家の農地を引き受ける形で規模拡大が進む一方、
- ②担い手自体の高齢化による離農や規模縮小も減少要因とみられる。

今後さらに農地集積を進めるためには、分散した農地の集約化や大区画化に加え、機械・施設の導入により生産性を向上させる必要。地域ごとに農地利用の将来像を描く地域計画を中心に、2030年目標（70%）に向けて一層の取組を推進していく。

主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 2023年の改正農業経営基盤強化促進法に基づき市町村による地域計画の策定を推進し、2025年4月末までに、全国1,615市町村（約1万9千地区）で策定したが、集積・集約化に向けた地域の合意形成につながった地域がある一方、担い手不足や条件不利農地など、地域ごとの課題が明らかになった。
- ・ 地域計画に位置付けられた受け手への農地の集積・集約化を進める観点から、農地の権利設定等については、原則として農地バンク計画に手続を一本化。上記の地域計画の取組とも併せ、農地バンクを通じた貸借により新たに約4万haが担い手に集積（図1-14・図1-15）。
- ・ 農地集積・集約化が農地の大区画化等の基盤整備を契機として進む傾向にあるところ（2024年度の基盤整備事業完了地区（149地区）における2025年時点の担い手への農地集積面積は11,727haであり、農地集積率は87%）、さらなる基盤整備の推進に向けて「農業構造転換集中対策」を2025年度から開始し、2029年度までに水田の大区画化（1ha以上）約6万ha（全体では約9万haの水田の基盤整備）を行うこととしている。

図1-14 農地バンクの転貸面積（フロー）

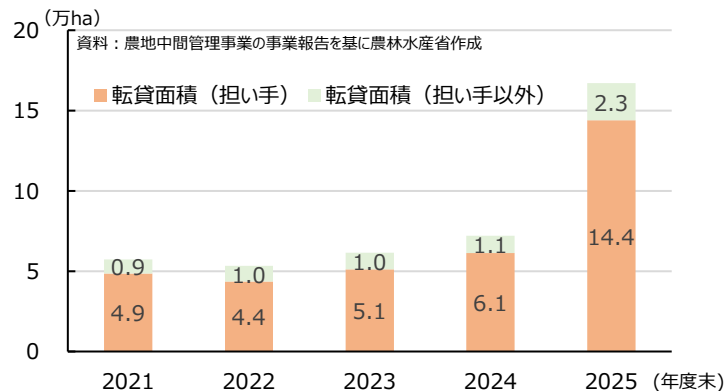


図1-12 担い手の利用面積のシェア

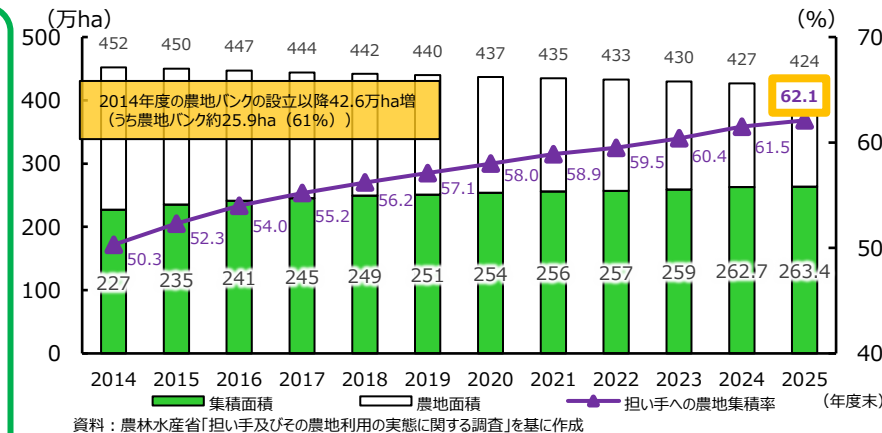


図1-13 2025年度の担い手への農地集積面積の内訳

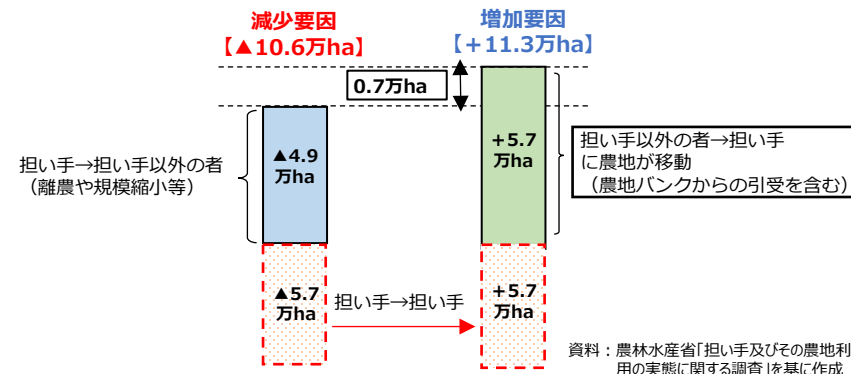
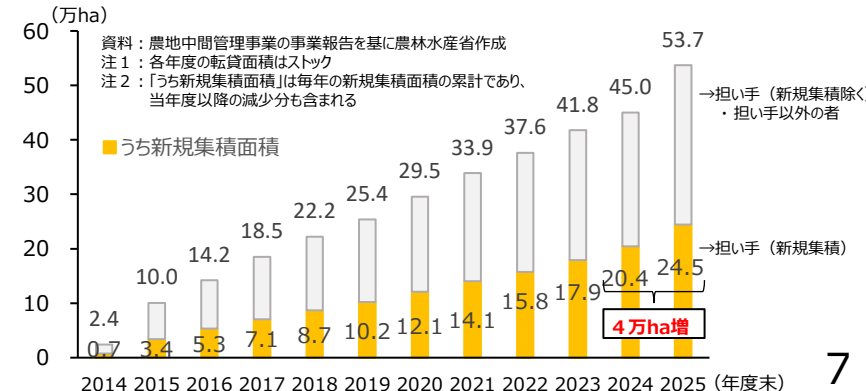


図1-15 農地バンクの転貸面積



(1) 人

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 若手農業従事者の確保・育成

- ・ 農業従事者については、60歳以上が約8割であるなど、**年齢構成のアンバランスが大きな課題**となっており、できるだけ若い世代が就農し、より長期にわたって農業生産を担ってもらうためには、49歳以下に対して重点的に支援を行っていく必要。**新規就農の際には、資金の確保、農地や機械・施設の確保、営農技術の習得、相談窓口さがし等の地域のサポート体制等が課題**となることから、**それぞれの課題に応じたきめ細かな施策を講じていく必要**。
- ・ 農業では、他産業に比べて、働き方改革や作業安全のための取組が遅れているところ、農業が若者や女性に選ばれる産業となるよう、**他産業と遜色ない農業現場の労働環境整備・改善を進めていく必要**。

○ 女性活躍の推進

- ・ 女性登用の状況における各県ごとの差が大きくなり、取組の遅れている地域については、**従来の全国一律の取組では不十分**。

○ 新規参入の推進、規模拡大や事業の多角化のための経営基盤の強化

- ・ 担い手が不足している地域では、地域外からの担い手を誘致する必要があるが、参入できる農地や参入希望法人などの**情報が一元化されておらず**、また、**自治体のノウハウ・相談体制も十分でない**。
- ・ 更なる規模拡大のためには、民間金融機関等からの出資・融資や離農した農地などの円滑な第三者継承が必要となるが、そのために必要となる**透明性の高い農業会計ルールや農業法人の企業価値評価手法が整備されていない**。
- ・ 地域の農地の受け皿となる担い手の規模拡大や、物流、加工、輸出等の事業多角化等に伴い、**資金需要が一層拡大**。

○ 農地の集積・集約、大区画化

- ・ 地域計画における10年後の受け手不在の農地の割合が全国約3割に、また、農地が集約化する計画を策定できた地域は1割程度に留まった。その要因として、農地の受け手となる担い手の不足や、不在村農地所有者の存在等により十分な話し合いを実施できなかったことが挙げられ、**地域計画の継続的な見直しを進める必要**。
- ・ あわせて、経営体が減少する中で、地域計画に基づく地域の農地の集約化を進めるためには、農地の集約化に取り組む地域への支援や、**農地バンクの機能発揮が必要**。
- ・ 担い手への農地の集積・集約化を進める観点から、**機械・施設の導入による生産性の向上や、農地の基盤整備を加速化する必要**。

課題への対応方向

○ 若手農業従事者の確保・育成

- ・ 将来にわたって担い手となることが期待される49歳以下の新規就農者に対して、就農準備・経営開始資金（2026年度から165万円に増額）等の支援を推進する。
- ・ 農地バンクを活用し、新規就農者のための農地を用意する取組を推進するほか、新規就農者の経営発展に向けた機械・施設等の導入を支援する。
- ・ 就農希望者が栽培技術・経営手法を習得できる**研修農場（トレーニングファーム）の普及を一層推進**するとともに、地域の関係団体が連携した新規就農者のサポート体制の整備を推進する。
- ・ 労働環境整備・改善のため、改正労災保険法を踏まえて**労災保険の任意加入の推進と農作業安全の普及を進める**。

○ 女性活躍の推進

- ・ 農業委員等における女性農業者の割合の更なる増加のため、**女性登用割合が低い地域に対する更なるアプローチ（該当県事業の取組内容の強化、啓発イベントの地方開催）を新たに実施**するなど、取組内容を見直す。
- ・ 農協の女性割合向上に向けた具体的な取組内容等について都道府県及び都道府県農協中央会に対するヒアリング等を通じて情報を収集し、農協における**優良事例の横展開**を図る。

○ 新規参入の推進、規模拡大や事業の多角化のための経営基盤の強化

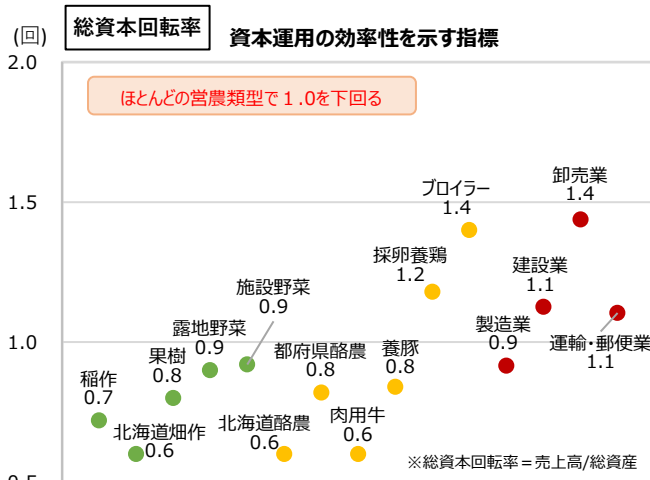
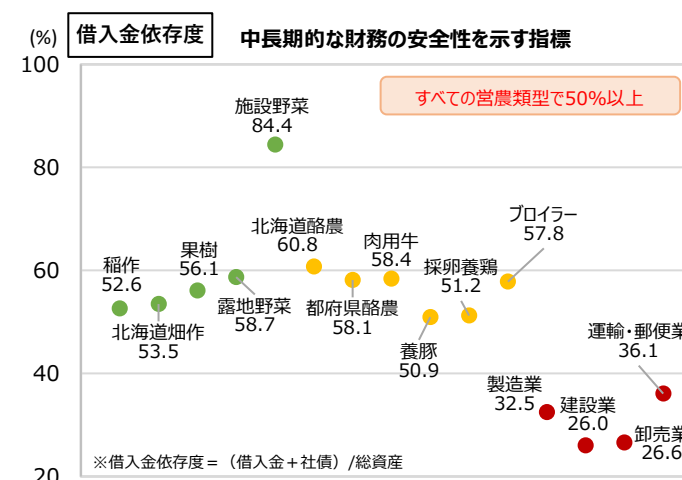
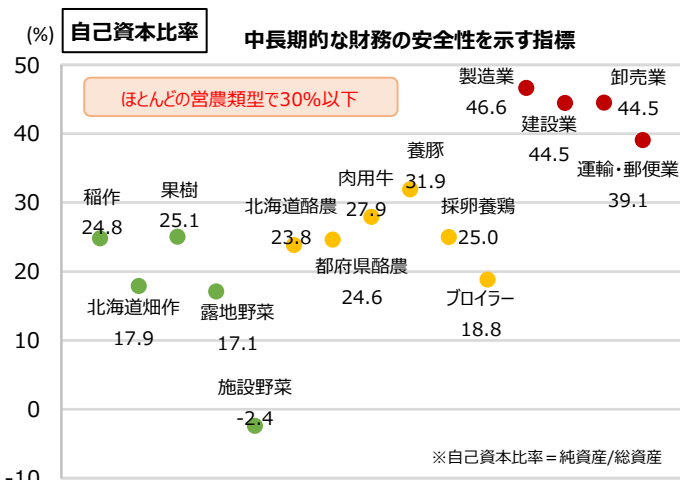
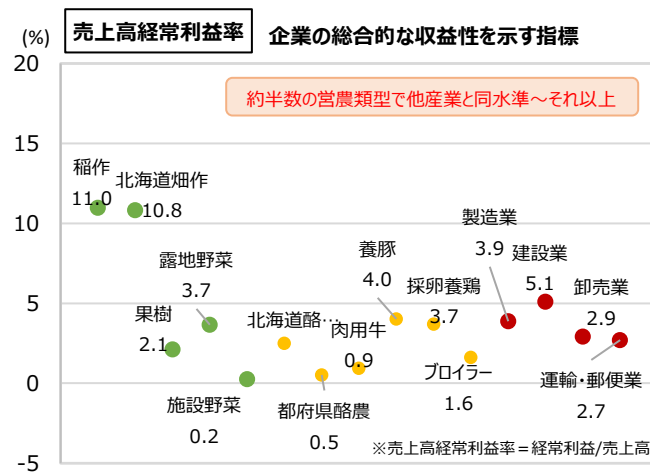
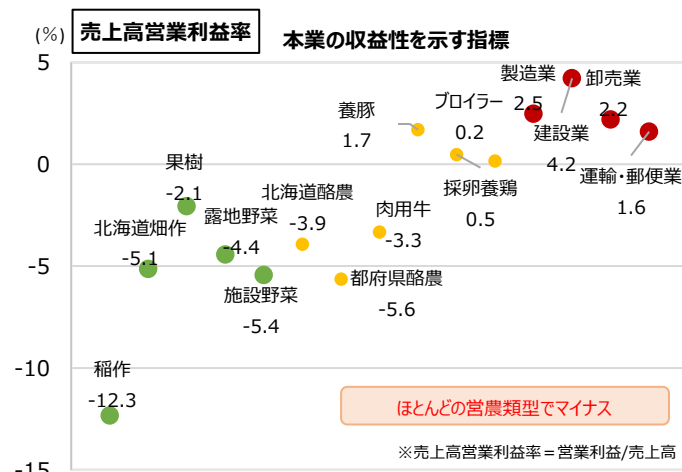
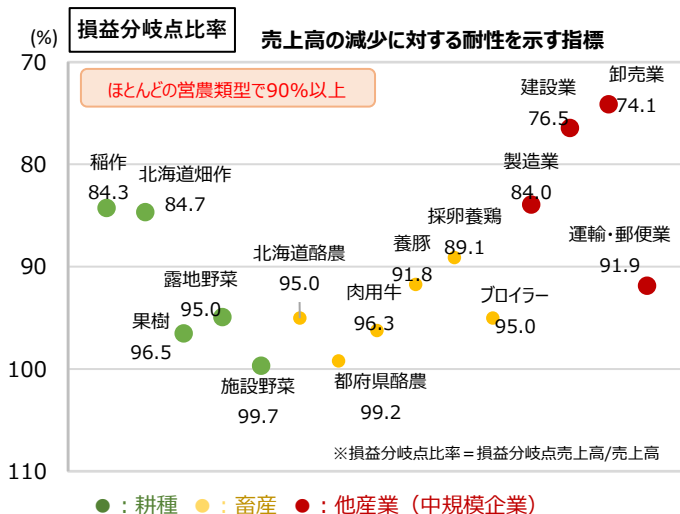
- ・ 地域外からの担い手誘致の事例を創出するため、**誘致に係る計画策定や、新規参入法人与自治体とのマッチング促進**、都道府県における**法人参入支援の体制強化への支援**を行い、ノウハウの蓄積と自治体への共有を推進。
- ・ 民間金融機関等からの出資・融資の促進や円滑な第三者継承のため、専門家・金融機関等と連携して、**透明性の高い会計ルールや農業法人の企業価値評価手法を確立し、普及・利用拡大**を図る。
- ・ **農業近代化資金**について、改正農業近代化資金融通法による貸付限度額の引き上げを含む**資金内容の大幅な拡充**を行い、**円滑に資金を供給**する。

○ 農地の集積・集約、大区画化

- ・ 10年後の受け手不在の農地の解消に向けて、地域計画の継続的な見直しとその早期実現を進めるため、**重点的に見直しを進めるべき地区を設定し、現場の取組に対する提案やフォローを行うとともに、市町村を中心とする関係団体による担い手や地権者の意向把握等の現場活動を強化**する。
- ・ 地域計画に基づく農地の集積・集約化を進められるよう、地域ぐるみで取り組む農地の集約化への支援金を講じたところであり、併せて地域計画を実現するために必要な**農地バンクの積極的な引受けと中間管理を推進**する。
- ・ 「農業構造転換集中対策」として、令和7年度補正予算で創設した「**地域農業構造転換支援事業**」により、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の**機械・施設の導入を支援**。また、令和7年度補正予算で創設した「**大区画化等加速化支援事業**」により農業者が自ら行う機動的な簡易整備を支援する等、**農地の大区画化等の基盤整備の加速化**を図る。8

(1) 人 (参考指標：農業法人の主要経営指標)

農業法人の主要経営指標と他産業（中規模企業）との比較（5年平均：2020年～2024年）



資料：農業法人（耕種・畜産）は、日本政策金融公庫「農業経営動向分析結果（令和2年～令和6年）」の法人データに基づき農林水産省作成

他産業は、財務省「法人企業統計（令和2年度～令和6年度）」の資本金1千万円以上1億円未満の企業データに基づき農林水産省作成

注：農業法人の数値は日本政策金融公庫の融資先農業法人の決算データに基づく各年の公表値を単純平均したもの。各年で法人数が異なることに留意。他産業の数値は無作為抽出による標本調査によって算出した母集団法人の各年の推計値を単純平均したもの

(2) 農地 (農地の確保)

(2) 農地

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給
国内の農業生産の増大

食料自給力の確保

農地

農地の確保

農地面積
2024年：427万ha
2025年：424万ha
2030年：412万ha

農用地区域内の農地面積目標の達成状況

2023年：396.7万ha 2025年：394.3万ha（暫定値）※1
2030年：392.5万ha※2

※1：暫定値は、2026年6月時点において各都道府県が各市町村から暫定値として報告を受けた数値の単純集計。

※2：「農用地等の確保等に関する基本指針」で定めた2035年の面積目標を基準として算定。

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合

2024年度：約100% 2025年度：約100%
2030年度：約100%を維持

（参考指標）水土里ビジョンを策定した土地改良区の受益面積の割合

2025年度：約1割 2030年度：8割以上

防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事の着手割合

2024年度：約5割 2025年度：約6割 2030年：9割以上

・農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用

・荒廃農地の発生防止・解消

・優良農地の確保に不可欠な農業水利施設の戦略的な保全管理

・農業用ため池の防災・減災対策

・農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）
【R7（R6補含む）】【R8】
・農地中間管理機構の機能強化と担い手への農地の集約化の推進
【R7（R6補含む）】【R8（R7補含む）】

・国営かんがい排水事業
【R7（R6補含む）】【R8（R7補含む）】
・水利施設整備事業
【R7（R6補含む）】【R8（R7補含む）】
・農山漁村地域整備交付金【R7】【R8】

・農業水路等長寿命化・防災減災事業
【R7（R6補含む）】【R8（R7補含む）】

・国営総合農地防災事業
【R7（R6補含む）】【R8（R7補含む）】
・農村地域防災減災事業
【R7（R6補含む）】【R8（R7補含む）】

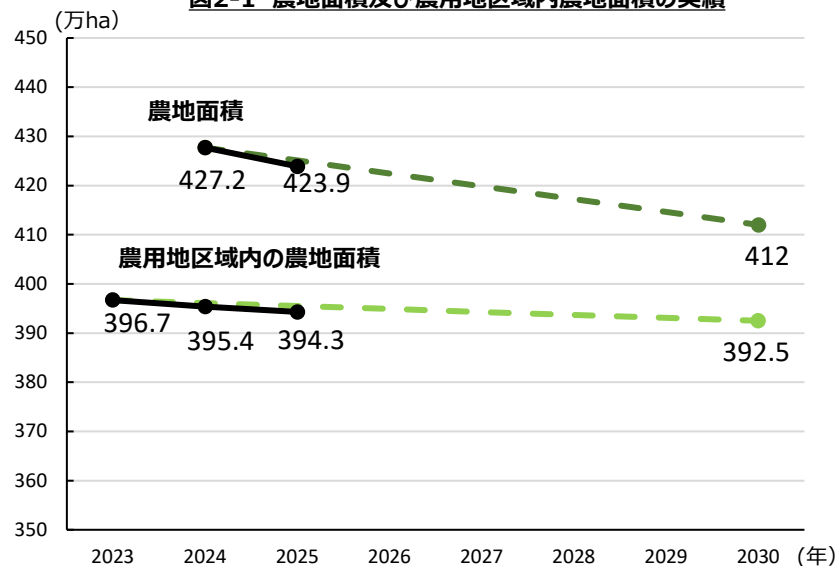
※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

（目標：農地の確保（農地面積））

- ・食料安全保障を確保するためには、農業生産に必要な農地を確保し、有効活用を図っていくことが重要。農地確保に向けて、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用、担い手への集積・集約、大区画化等を通じた農地の有効活用、荒廃農地の発生防止・解消、農業水利施設の戦略的な保全管理、農業用ため池の防災・減災対策等を推進。
- ・目標である農地面積は、2025年の実績は423.9万ha（前年より3.3万ha減少）であり、2030年の農地面積目標を基準とした水準を下回っている（図2-1）。
- ・荒廃農地からの再生等による増加があったものの、農地の荒廃、農地転用、自然災害などによる減少が要因。
- ・2030年目標（412万ha）に向けて、2026年度から改正農振法に基づく農地確保に向けた本格的な制度運用を開始したところであり、農用地区域内を中心に、より一層、荒廃農地の解消や発生防止等に取り組んでいくべき状況。

図2-1 農地面積及び農用地区域内農地面積の実績



資料：農地面積は、農林水産省「耕地及び作付面積統計」を基に作成
農用地区域内の農地面積は、都道府県面積目標の達成状況に関する調査を基に農林水産省作成
注：2025年の値は暫定値

(2) 農地

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用、荒廃農地の発生防止・解消

農振法に基づき、農業政策を集中的に実施する区域である農用地区域内の農地面積目標の達成状況をKPIとして設定。KPIである農用地区域内の農地面積は、2025年暫定値で394.3万ha（前年比▲1.1万ha）（前頁図2-1）。2025年の農用地区域内農地面積の増減要因のうち、増加要因は2025年の見通しを0.5万ha下回り、減少要因は見通しより0.2万ha抑制されたほか、別途、面積精査等による減少が0.2万ha発生（図2-2）。なお、2026年度から改正農振法に基づく農地確保に向けた本格的な制度運用を開始したところであり、2025年時点では法改正による効果が十分に発現していない。

今後、荒廃農地の発生防止・解消、農用地区域への編入、農地の集積・集約化に資する農業生産基盤の整備等の各種施策を講じることで、2030年目標（392.5万ha）を基準とした水準に近づく見込み。

主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 荒廃農地発生防止・解消のため、市町村・農業委員会による農地所有者等への営農再開や保全管理、農地バンクを通じた賃借の働きかけや中山間地域等直接支払制度の活用等を推進。2025年暫定値では、担い手による離農者の農地の引き受けが進んだこと等から、荒廃農地の発生面積は見通しの7割弱に留まった一方、解消面積は見通しの半分程度であった。
- ・ 農用地区域の編入面積については、集団農地や農業生産基盤整備実施済の農地の農用地区域への編入等に取り組んできたところであるが、2025年暫定値では、見通しの半分に留まった。2025年度は、農振法を改正し、各都道府県において面積目標を定める作業を進め、農用地区域への編入に至っていない農地について、各自治体における今後の開発の見通し等も考慮しつつ、編入の見込みのある農地を整理したところ。2026年度以降、当該整理に基づき、農地確保に向けた本格的な制度運用が始まることから、実際に編入が行われるよう指導していくことで、KPIである農用地区域内の農地面積の確保を図っていく必要。

○ 優良農地の確保に不可欠な農業水利施設の戦略的な保全管理

KPIである農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合は2025年度実績は約100%（農業用水が供給されている農地面積（284万ha）のうち、農業水利施設の突発事故により必要な農業用水が供給できず農作物生産に被害が生じた農地面積は4ha）。2030年目標でもある100%維持のため、引き続き、農業水利施設の戦略的な保全管理を推進。具体的には、農業水利施設の老朽化が進行しているため、農業水利施設について、機能診断、健全度評価、劣化予測等を行い、補修・更新の工法や時期を定め、計画的な対策を進めるとともに、突発事故への迅速な対応を実施。

（参考指標：水土里ビジョンを策定した土地改良区の受益面積の割合）

土地改良区や市町村等の関係者が共同して将来の農業水利施設等の保全体制を構築するための計画である水土里ビジョンを、2025年4月施行の改正土地改良法において位置づけ。策定初年度の2025年度は、全土地改良区の受益面積の合計約240万haのうち約17万ha(7.2%)で策定済。

○ 農業用ため池の防災・減災対策

KPIである防災重点農業用ため池における防災工事の着手割合は2025年度は約60%（農業用ため池のうち、決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」における防災工事（廃止工事含む。）を推進し、対象ため池約9,000か所のうち約5,400か所で着手（図2-3）。これまでの着手数（約600か所/年度）を踏まえると、2030年目標（約9割）の達成に向けて防災工事の加速化（約720か所/年度）が必要な状況。

図2-2 農用地区域内農地面積の増減要因（2025年）

(万ha)

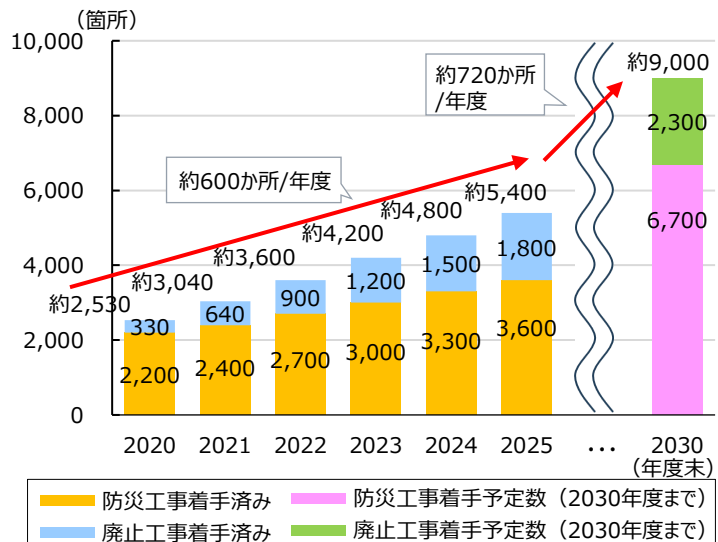
増減要因		見通し	実績	差
増加要因	小計	+1.0	+0.5	▲0.5
	うち荒廃農地の解消	(+0.6)	(+0.3)	▲0.3
	うち農用地区域への編入	(+0.4)	(+0.2)	
減少要因	小計	▲1.6	▲1.4	+0.2
	うち荒廃農地の発生	(▲0.9)	(▲0.6)	▲0.3
	うち農用地区域からの除外	(▲0.7)	(▲0.8)	
	うち設定要件を満たさなくなった農地の除外	—	(▲0.5)	
	うち一般の農地転用目的の除外		(▲0.2)	
	うち公共転用等目的の除外		(▲0.1)	
その他	面積精査、農業用施設用地への用途変更等による増減等の計	—	▲0.2	▲0.2
合計		▲0.6	▲1.1	▲0.5

資料：都道府県農業地区域内農地面積目標の達成状況に関する調査を基に農林水産省作成

注1：見通しの値は、基準年と目標年の値を基に均等に割付

注2：2025年の値は暫定値

図2-3 防災重点農業用ため池の防災工事の進捗状況



資料：都道府県への聞き取り調査を基に農林水産省作成

注1：2030年度までの着手予定数は、各都道府県が作成する防災工事等推進計画の着手予定数を集計したもの

注2：2025年の値は暫定値

(2) 農地

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 農用地区域内の農地面積目標の達成状況

- ・ 農用地区域に編入した農地に対しては、様々な農業振興施策を実施することとしているが、農用地区域に編入するメリットよりも、**編入により農業以外の用途に用いづらくなることを重視する農地所有者がいること等から、編入に至っていない農地が存在。**
- ・ 地域の開発を目的とした農地転用は、特に利便性の良い平地の優良農地を中心に引き続き需要が存在。こうした開発による農用地区域からの除外を最小限にするため、**農地の確保と地域の開発との土地利用調整を適切に行うことが課題。**
- ・ 担い手が減少するなか、農用地区域内農地の荒廃化を最小限に食い止めるとともに、**荒廃化した農地は再生利用が困難になる前に早期解消することが必要。**

○ 優良農地の確保に不可欠な農業水利施設の戦略的な保全管理

- ・ 受益面積100ha以上の基幹的な農業水利施設については、更新整備を進めているものの、2007年から2023年にかけて**標準耐用年数を超過した基幹的施設数の割合は42%から58%、基幹的水路延長の割合は25%から48%へとそれぞれ増加**しており、計画的な対策を行っていくことがより重要となっている。
- ・ 特に**パイプライン**については、機能診断、劣化予測等が困難な場合が多く、**近年、破裂、漏水等の突発事故が多発。**
- ・ 2025年度に開始した水土里ビジョン策定の取組については、**地域によっては体制構築に時間を要している状況**が見受けられる。

○ 農業用ため池の防災・減災対策

- ・ 都道府県及び市町村に対するアンケート調査を分析した結果、目標達成に向け、防災工事の加速化を実現するためには、**技術者不足や円滑な資材確保等が課題。**

課題への対応方向

○ 農用地区域内の農地面積目標の達成状況

- ・ 改正農振法に基づく都道府県面積目標の設定に当たって、**農用地区域への編入に至っていない農地について、各自治体における今後の開発の見通し等も考慮しつつ、編入の見込みのある農地の整理を行ったところ。2026年度より改正農振法の本格的な運用が始まることから、実際に編入が行われるよう指導していく。**また、改正農振法では、転用目的で農用地区域からの除外を行う市町村に対し、都道府県が必要に応じて農用地区域外の農地の農用地区域への編入や、荒廃農地の解消等の措置を求めることもしており、**農地確保に向けた仕組みを適切に運用していく。**
- ・ **農地の確保と地域の開発の調整については、農業への影響が最小となるよう、適切な土地利用調整を行い、営農への支障が生じない土地への開発需要の計画的な誘導を図っていく。**
- ・ 農用地区域内農地の荒廃化を防ぐとともに荒廃化した農地を早期解消するため、地域計画のブラッシュアップとその実現のための農地バンクの機能強化、農地の集積・集約化に資する農業生産基盤の整備、簡易な荒廃農地の再生整備など、**農地として有効活用するために必要な各種支援策を講じていく。**

○ 優良農地の確保に不可欠な農業水利施設の戦略的な保全管理

- ・ 土地改良法を改正し、
 - ① 国又は都道府県の発意による老朽施設の更新事業の計画的な実施、
 - ② 老朽化等により損壊するおそれがある施設の事故防止事業の迅速な実施ができるよう事業制度を拡充。これらを活用して**適時適切な補修・更新を一層推進。**
- ・ また、**パイプライン**については、2026年3月に機能保全の手引きを改定し、口径・管種に応じた点検・診断技術等を盛り込んだ。さらに、**2026年度に「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設し、今後、道路下のパイプラインの緊急調査を行い、必要に応じて補修・更新する。**
- ・ 水土里ビジョン未策定地域において、早期の体制構築が図られるよう、国、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会等で構成する**都道府県協議会による支援を推進する。**

○ 農業用ため池の防災・減災対策

- ・ 防災工事の加速化に向け、
 - ① 2026年度より2030年度まで延長した防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置や防災重点農業用ため池の防災工事を可能とする国営事業など**近年拡充した事業制度の活用**
 - ② 技術者不足に対応するためのICT建設機械による施工など**情報化施工技術の活用**や、良質な土質材料の不足に対応するためのベントナイトシート工法など**新技術の活用等の推進**等により、農業用ため池の防災・減災対策を一層推進。

（３）技術（生産性の向上）

(3) 技術（生産性向上）

食料安全保障の確保

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

食料の安定的な供給

国内の農業生産の
増大

食料自給力の確保

技術

生産性の向上
(労働生産性・
土地生産性)

1経営体当たりの生産量
(生産量/経営体数)
2023年：47t/経営体
2025年：50t/経営体
2030年：86t/経営体

生産コストの低減
米：(15ha以上の経営体)
2023年：11,350円/60kg
2024年：10,807円/60kg
2030年：9,500円/60kg
小麦：
2023年：8,638円/60kg
2024年：8,722円/60kg
2030年：2割減(現状比)
大豆：
2023年：20,087円/60kg
2024年：17,928円/60kg
2030年：2割減(現状比)

生産コストの低減

米：(全体)
2023年：15,944円/60kg 2024年：15,796円/60kg 2030年：13,000円/60kg
小麦：(田)
2023年：10,400円/60kg 2024年：11,251円/60kg 2030年：9,300円/60kg
小麦：(畑)
2023年：7,700円/60kg 2024年：7,540円/60kg 2030年：6,200円/60kg
大豆：(田)
2023年：22,800円/60kg 2024年：21,493円/60kg 2030年：18,000円/60kg
大豆：(畑)
2023年：16,700円/60kg 2024年：14,180円/60kg 2030年：14,600円/60kg

水稻作付面積15ha以上の経営体の面積シェア

2020年：約3割 2025年：約3.5割 2030年：5割

大区画化等の基盤整備の実施地区における担い手の
米生産コストの労働費削減割合

2024年度：約5割 2025年度：約6割 2030年：6割(現状比)

スマート農業技術を活用した面積の割合

2024年：約20%(参考値) 2025年：約26%(参考値) 2030年：50%

スマート農業技術活用促進法の開発供給の促進の目標に掲げる技術の実用化割合

2023年：－ 2025年：約31%※ 2030年：100%

※ 開発供給実施計画の認定を受けたもの等のうち、実用化済みの数

スマート農機の出荷台数割合

2023年：25% 2024年：32% 2030年：50%

サービス事業者の経営体数

2020年：5,701経営体 2025年：6,316経営体 2030年：7,900経営体

支援対象スタートアップの売上額

2025年：0.5億円 2030年：3,600億円

品目ごとの単収 ※次回企画部会にて報告

多収化や高温耐性などに資する品種の育成

2025年：5品種(純増) 2030年：35品種(純増)

(参考指標) 農家のデータ活用割合

2024年2月現在：58.5%

・地域計画に基づく農地の集積・集約化
・農地の大区画化等の基盤整備
・スマート農業技術の開発・普及
・多収化等に資する品種の開発・普及

農地の集約化等の取組

・農地中間管理機構の機能強化と担い手への農地の集約
化の推進【R7(R6補含む)】【R8(R7補含む)】

農地の大区画化等の基盤整備

・国営農用地再編整備事業
【R7(R6補含む)】【R8(R7補含む)】
・農業競争力強化農地整備事業
【R7(R6補含む)】【R8(R7補含む)】
・農地中間管理機構関連農地整備事業
【R7(R6補含む)】【R8(R7補含む)】

スマート農業技術の開発・普及

・スマート農業技術活用促進集中支援プログラム
【R7(R6補含む)】【R8(R7補含む)】
・スマート農業技術活用投資促進税制、スマート農業技術
促進法に規定する認定開発供給実施計画に基づき行う登
記の税率の軽減
・スマート農業技術活用促進資金
・スマート農業・農業支援サービス事業導入
総合サポート緊急対策
【R7(R6補含む)】【R8(R7補含む)】
・スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうちス
mart農業技術開発・供給加速化対策【R6補】
・スマート農業技術活用促進総合対策のうちスマート農業技
術の開発・供給促進事業【R7】
・スマート農業技術開発・供給加速化対策【R7補】
・中小企業イノベーション創出推進事業【R4補】
・スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうちア
グリ・スタートアップ創出強化対策【R6補】
・スタートアップへの総合的支援【R7】
・アグリテック系スタートアップ重点化支援対策【R7補】

多収化等に資する品種の開発・普及

・革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対
応した革新的新品種開発【R6補】
・みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事
業のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発【R7】
・生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発
【R7補】

※：目標・KPIの最新値は赤字

(3) 技術（生産性向上）

現状分析（目標の達成状況）

（目標： 1 経営体当たりの生産量（生産量／経営体数））

- ・ 農業経営体の減少が進む中での担い手の確保や、品目ごとの課題に応じた生産性向上の取組等を推進。
- ・ 2025年については、多収品種の作付拡大等により米の生産量は増加した一方、夏季の高温・渇水等により野菜等の生産量が減少したこと等により、農畜産物の生産量（トンベース）は4,199万 t（前年比 1 %減少）と微減。
- ・ 一方、農業経営体数については、平均経営面積が大きい法人経営体数が3.4万経営体（前年比 1 %増）となった一方、個人経営体数が79.6万経営体（前年度比 6 %減少）と大きく減少したことから、全農業経営体数では83.6万経営体（前年比 5 %減）と減少。

生産量の減少と比べ、特に個人経営体の減少が大きかったことから、1 経営体あたりの生産量は50 t となり、前年と比べて増加。結果として 1 経営体当たりの生産量は増加しているが、農畜産物全体の生産量が減少している実績を踏まえると、今後農業者の減少が見通される中でも必要な生産量が確保され、2030年目標（86 t /経営体）が達成されるよう、生産性向上のための品目毎の課題に対応し、生産量を増加させる必要。

（品目毎の要因分析については、次回企画部会にて報告）

（目標： 生産コストの低減）

- ・ 生産コストの低減に向けて、①地域計画に基づく農地の集積・集約化、②農地の大区画化等の基盤整備、③スマート農業技術の開発・普及、④多収化等に資する品種の開発・普及を推進。品目ごとの目標・KPIの進捗状況は以下のとおり。

（米）

- ・ 目標である米（15ha以上の経営体）の生産コスト9,500円/60kgに対し、2024年の生産コストは10,807円/60kg（前年比▲543円）となっており、2030年目標に向けて順調に推移。
- ・ 2024年の生産コスト低減には、多収性品種の導入促進（前年比約 3 割増、20 頁参照）等による単収の増加や、農地の大区画化等の基盤整備（2024年度：85地区で整備完了）等による10a当たりの生産コストの減少が寄与（図3-2及び注1、2）。2025年の生産コストは未集計であるが、農地の集積、農地の大区画化等の生産性向上に向けた取組を引き続き実施。
- ・ なお、KPIである全国平均の米の生産コストも同様の傾向であり、2024年の生産コストは15,796円/60kg（前年比▲148円）となっている。前年比減ではあるものの、2030年目標（13,000円/60kg）に向けて一層の推進が必要。

図3-1 生産量と農業経営体数（個人経営体及び団体経営体）の推移

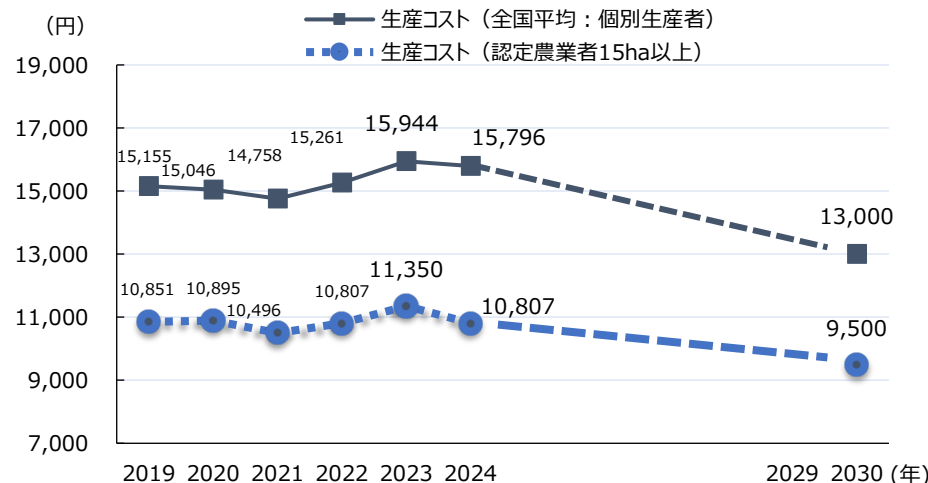
	2023年 (基本計画基準年)	2024年	2025年
生産量 (万 t) … (A)	4,321	4,247	4,199
増減率 (前年比)		▲ 2 %	▲ 1 %
農業経営体数 (万経営体) … (B)	92.9	88.3	83.6
個人経営体 (万経営体)	88.9	84.2	79.6
増減率 (前年比)		▲ 5 %	▲ 6 %
団体経営体 (万経営体)	4.1	4.1	4.0
法人経営体 (万経営体)	3.3	3.3	3.4
増減率 (前年比)		+ 1 %	+ 1 %
1 経営体当たりの生産量 (t/経営体) (A/B)	47	48	50

資料：生産量は、農林水産省「作物統計」及び「食肉流通統計」等を基に作成

経営体数は、農林水産省「2025年農林業センサス」及び「農業構造動態調査」を基に作成

注：農業経営体について、2023年、2024年は「農業構造動態調査」のうち全国の農業経営体数、2025年は「2025年農林業センサス」のうち全国の農業経営体数

図3-2 米に係る60kg当たりの生産コストの推移【全国平均・認定農業者15ha以上】



資料：農林水産省「作物統計」及び「農業経営統計調査（組替集計）」を基に作成

注1：2023年産の単収は、全国平均では533kg/10a、2024年産の単収は、全国平均では540kg/10a

注2：2023年産の生産費は、全国平均では132,777円/10a、認定農業者15ha以上では97,224円/10a
2024年産の生産費は、全国平均では131,997円/10a、認定農業者15ha以上では94,917円/10a

(3) 技術（生産性向上）

現状分析（目標の達成状況）

（小麦）

- ・ **畑作小麦**については、KPIである生産コスト6,200円/60kgに対し、2024年の生産コストは**7,540円/60kg（前年比▲162円）**となっており、**前年比減**ではあるものの、2030年目標に向けて**一層の推進が必要**。
- ・ 一方、**田作小麦**については、KPIである生産コスト9,300円/60kgに対し、2024年の生産コストは**11,251円/60kg（前年比+887円）**となっている。（図3-4）
- ・ これらの結果、**2030年目標である田畑合計の小麦の生産コスト2割減**に対し、2024年の生産コストは**ほぼ横ばいの8,722円/60kg**となっている。
- ・ これは、**畑作・田作ともに、作付けの団地化や営農技術・農業機械の導入等への支援により10a当たり生産コストは減少したものの、新品種の導入は前年比1%増に留まり、また、天候不順により田作で単収減となったことが要因**。
- ・ 2025年の田畑別の生産コストは未集計であるが、生産性向上のための取組をより一層推進していく必要。

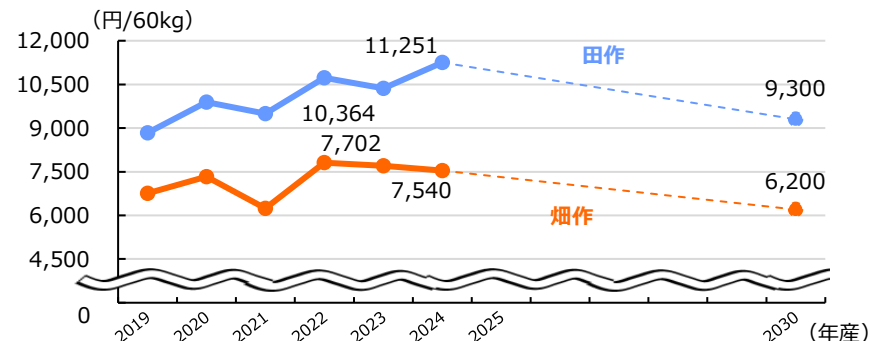
（大豆）

- ・ **畑作大豆**については、KPIである生産コスト14,600円/60kgに対し、2024年の生産コストは**14,180円/60kg（前年比▲2,503円）**となっており、2030年**目標の水準を達成**。
- ・ また、**田作大豆**についても、KPIである生産コスト18,000円/60kgに対し、2024年の生産コストは**21,493円/60kg（前年比▲1,283円）**となっており、2030年目標に向けて**順調に推移**。（図3-5）
- ・ これらの結果、**2030年目標である田畑合計の大豆の生産コスト2割減**に対し、2024年の生産コストは17,928円/60kgとなっており、**1割減少**。2030年目標に向けて**順調に推移**。
- ・ これは、**特に畑作においては作付けの団地化や営農技術・農業機械の導入等への支援により物財費や労働費が減少したことが要因**。
- ・ 2025年の生産コストは未集計であるが、生産性向上に向けた取組を引き続き実施。

図3-3 小麦・大豆の生産コストの低減

	小麦	大豆
60kg当たりの生産コストの低減 （2023年比）	0.1割増	1割減

図3-4 小麦に係る60kg当たりの生産コストの推移

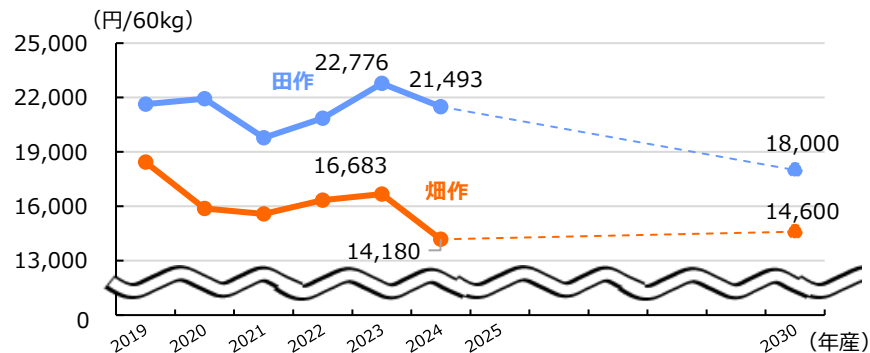


資料：農林水産省「作物統計」及び「農業経営統計調査」を基に作成

注1：2023年産の単収は472kg/10a、2024年産の単収は444kg/10a

注2：2023年産の生産費は、田作では70,501円/10a、畑作では77,225円/10a
2024年産の生産費は、田作では69,267円/10a、畑作では77,089円/10a

図3-5 大豆に係る60kg当たりの生産コストの推移



資料：農林水産省「作物統計」及び「農業経営統計調査」を基に作成

注1：2023年産の単収は169kg/10a、2024年産の単収は164kg/10a

注2：2023年産の生産費は、田作では70,493円/10a、畑作では72,092円/10a
2024年産の生産費は、田作では73,546円/10a、畑作では68,874円/10a

(3) 技術（生産性向上）

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 地域計画に基づく農地の集積・集約化

KPIである水田作付面積15ha以上の経営体の面積シェアは、2025年度で約3.5割（2020年度比1.2倍）となっており（図3-6）、**着実に増加しているものの、2030年目標の5割に向けて一層の推進が必要**。主な施策の進捗状況は以下のとおり。

- ・ 地域農業の将来設計である地域計画が**全国の約1万9千地区、農地面積のほぼ全てをカバーする約422万ha**で策定されており、地域計画に基づき、農地バンクの活用による農地の集積・集約化を推進してきたところ。

- ・ 2025年度は、農地バンクを通じて**新たに4万haが担い手に集積**されており、経営耕地面積**20ha以上の経営耕地面積シェアも50.7%に増加**（前年度比1.0ポイント増）していることから、水田作付面積15ha以上の経営体の面積シェアも増加していると推測される。しかしながら、担い手への農地集積率は微増（2025年度：62.1%）。担い手が離農農家の農地を引き受ける形で規模拡大が進む一方で、担い手自体の高齢化による離農や規模縮小も抑制要因とみられる。

○ 農地の大区画化等の基盤整備

KPIである大区画化等の基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減割合は、**2025年度は59%**となっており、**2030年目標である6割を概ね達成**。主な施策の進捗状況は以下のとおり。

- ・ 2025年度に調査（2024年度に基盤整備が完了）した地区において、大区画化等の基盤整備の実施により農業機械の作業効率の向上等が進んだ結果、担い手の米生産コストに占める労働費は14,125円/10aに低減（2024年度全国平均34,665円/10a）。

- ・ 現状の米生産コストの低減が継続的に達成されるよう、引き続き区画拡大等を図る農地の基盤整備を推進。

- ・ また、農業構造転換集中対策として農地の大区画化等の基盤整備を加速化するため、令和7年度補正予算で「大区画化等加速化支援事業」を創設し、2029年度までに水田の大区画化（1ha以上）約6万ha（全体では約9万haの水田の基盤整備）を行うこととしている。

○ スマート農業技術の開発・普及

生産コスト低減のためにはスマート農業技術の普及により省力化や経営規模拡大を更に後押ししていく必要。KPIである「**スマート農業技術を活用した面積の割合**」は、**2025年で約26%**（前年比6ポイント増加）となっており、**2030年目標の50%に向けて順調に推移**（図3-7）。スマート農業技術の実用化が比較的進んでいる稲作において、各種導入支援の効果も相まって活用面積が大きく増加したことが主な増加要因とみられる（図3-8）。主な施策の進捗状況は以下のとおり。

- ・ スマート農業技術の活用に向け①スマート農業技術の研究開発、②スマート農機の導入③農業支援サービス事業者の育成を通じたスマート農業技術の普及、④スタートアップによる技術開発・実証等を推進。

- ・ また、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定件数が120件（2025年度末時点）となるなど、スマート農業技術の開発・普及の取組が進展。

- ・ このほか、取組の横展開に向けて、**優良事例の情報発信**等を通じて、取組の認知拡大とスマート農業技術の普及を後押ししているところ。

- ・ スマート農業技術の更なる活用拡大を進め、コスト削減を図るため、既に実用化されているスマート農業技術についてはより一層普及を図るとともに、開発が十分に進んでいないコスト削減効果の高い分野については技術開発が必要。

図3-6 水稲作付を行う経営体の規模別作付面積シェアの推移

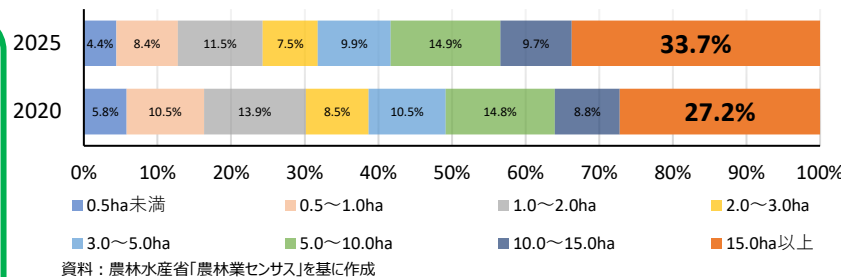


図3-7 スマート農業技術を活用した面積の割合

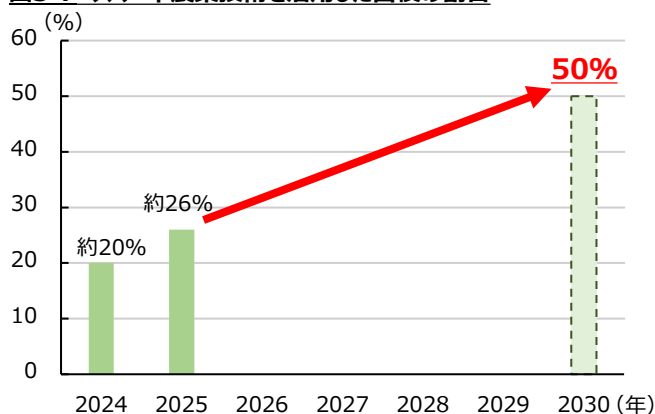
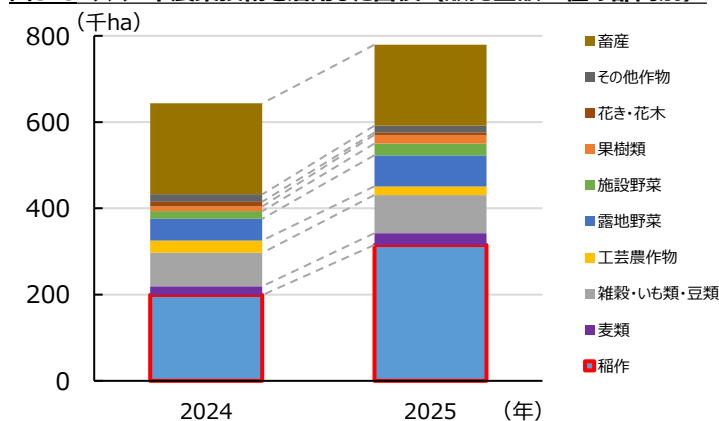


図3-8 スマート農業技術を活用した面積（販売金額1位の部門別）



(3) 技術（生産性向上）

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

（①スマート農業技術の研究開発）

KPIである開発供給の促進の目標に掲げる技術の実用化割合は、**2025年度で約31%**となっており、**2030年目標の100%**に向けて一層の推進が必要。増加の主な要因として、異業種やスタートアップの積極的参入の進展等が挙げられる。

- ・ スマート農業活用促進法に基づく**開発供給実施計画の認定**、研究開発予算の措置等により、スマート農業技術の開発を推進したことで、スピードスプレーヤ（果樹用農薬散布車両）に後付け可能な無人運転装置等、生産コストの低減等に資する**技術の実用化が図られ始めた**。（図3-9）
- ・ また、**現在開発中の技術を含めると、2030年目標の約72%**を占めており、目標の達成に向け、野菜や果樹の収穫機を始めとする技術難度の高い**未着手技術の開発等を一層推進**していく必要。

（②スマート農機の導入）

KPIであるスマート農機の出荷台数割合は、**2024年度で32%**（前年度比7ポイント増）となっており、**2030年目標の50%**に向けて順調に推移。増加の主な要因として、自動操舵システムの普及が拡大したことが挙げられる。（図3-10）

- ・ 自動走行する農業機械の事故リスクを軽減するための安全確保の考え方を整理した「**農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン**」の整備等により、農機メーカーの市販化促進のための環境を整備。（図3-11）
- ・ また、農業構造転換集中対策として、**スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業**等により、**2025年度で約1,800件の農業機械等**の導入を支援しており、KPIの増加につながると見込まれる。

（③農業支援サービス事業者の育成）

KPIであるサービス事業者の経営体数※は、2025年で**6,316経営体**（2020年比+615経営体）となっており、2030年目標の**7,900経営体**に向けて順調に推移。

- ・ 2025年度は、**スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業**により、約**700件**のサービス事業者の立上げや事業拡大を支援
- ・ また、サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めたガイドラインや、事業を開始する際の留意事項を整理した**スタートアップガイド**を2026年3月に策定するなど、事業環境を整備。（図3-12）

（※ 専門作業受注型（防除、収穫等の農作業を代行する取組）の経営体数）

（④スタートアップによる技術開発・実証）

KPIである支援対象スタートアップの売上額は、**2025年度で0.5億円**となっており、**2030年目標の3,600億円**に向けて一層の推進が必要。

- ・ **SBIR中小企業イノベーション創出推進事業**により、これまで**38社**のスタートアップの大規模技術実証を支援。この中で自律走行型農薬散布機や自動収穫ロボット等の開発・実証が進んでおり、2028年度以降、これらの新技術の実用化や普及・拡大が進むことによりKPIであるスタートアップの売上高が増加し、また、生産コストの低減等に寄与することが期待される。（図3-13）

図3-9 実用化段階に至ったスマート農業技術の一例



資料：開発供給実施計画の認定状況等を基に農林水産省作成

図3-10 スマート農機の自動操舵システムについて

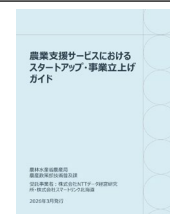


- ・ ハンドルを自動制御し、設定された経路を自動走行できるため、大区画の直進作業など、非熟練者でも熟練者と同等以上の精度、速度で作業が可能。
- ・ 標準装備されている農機だけでなく、後付け可能な製品も販売されており、普及が拡大。

図3-11 「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」について

乗車することなく、自動走行・作業を行う車両系の農業機械（ロボット農機）の安全性確保を目的として、リスクアセスメントの実施など、安全性確保のための使用上の条件などの基本的な考え方や関係者の役割等を定めた指針。
新たなロボット農機の開発状況等を踏まえて必要に応じて改定。

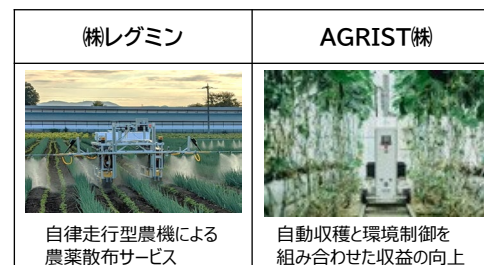
図3-12 農業支援サービスにおける「スタートアップ・事業立上げガイド」の概要



農業支援サービス事業に参入する事業者を確保するため、以下の内容を体系的に整理した事業者向けガイドブック。

- ・ 農業現場における農業支援サービスの重要性
- ・ 事業者タイプ別の特徴と課題
- ・ 参入までの流れと対応のポイント
- ・ 契約書作成の考え方 など

図3-13 研究開発を支援しているスタートアップの技術



(3) 技術（生産性向上）

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 多収化や高温耐性などに資する品種の開発・普及

KPIである多収化や高温耐性などに資する品種については、2025年度までに**5品種を開発**^{※1}しており、**2030年目標の35品種**に向けて引き続き推進。

- ・ 2024年度より**革新的新品種開発加速化緊急対策**において、都道府県や民間企業等からの応募も可能とし、**産官学連携による有望な品種候補の選定・評価・栽培実証**^{※2}を支援することで、品種開発を推進（図3-14,15）。稲、麦、大豆だけでなく、果樹や野菜等の幅広い品目に関して、気候変動に対応する高温耐性や生産性向上のための多収性を有する品種等、品目ごとの課題解決に資する品種開発のため、2030年度までに毎年平均6品種が確実に開発されるよう、新規の研究開発にも着手することにより、**KPIである品種開発の推進に寄与する見込み**。

※1 品種登録出願を行ったものをいう。

※2 品種を開発するためには、多くの材料の中から目的形質を備えたものを選定した上で、試験ほ場でその能力を評価し、産地で栽培実証を行うことが必要。

- ・ 米については、強い農業づくり総合支援交付金等による、共同利用施設の整備等を通じ、産地単位での多収性や高温耐性を備えた品種の転換を促したことにより、**2024年産の農産物検査数量に占める多収品種の割合が前年産比約3割増加**（6.3%（2023年産）→8.4%（2024年産））し、**2025年産の主食用米に占める高温耐性品種の作付面積割合は、前年産比約1割増加**（16.4%（2024年産）→18.2%（2025年産））。
- ・ 一方、**麦・大豆**については、国産小麦・大豆供給力強化総合対策等により、実需のニーズを踏まえた収量性等に優れる品種への切替や普及の取組を推進しているものの、2024年産における新品種（2008年以降に育成された品種）の作付面積割合は、小麦で3割、大豆で4割を占めているが、**小麦が前年産比1%増、大豆が前年産比4%増と前年産とほぼ変わらない状況**。

図3-14 九州の主要品種「ヒノヒカリ」よりも高温耐性に優れ、粒が大きく2割多収の水稻新品種「みなもさやか」



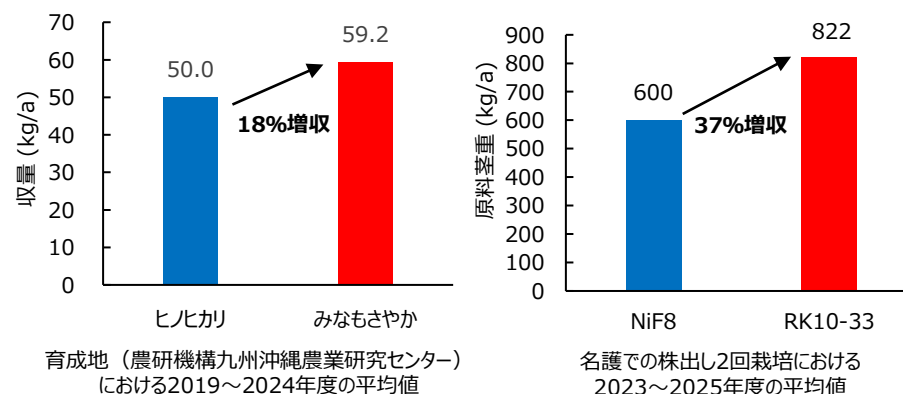
ほ場での草姿

資料：農研機構提供

九州の主要品種である「ヒノヒカリ」からの置き換え品種として、「ヒノヒカリ」と熟期が同等で優れた高温耐性等を有する「みなもさやか」を開発。

図3-15 新たに開発した多収品種の増収効果

水稻「みなもさやか」は、現行の主要品種「ヒノヒカリ」よりも18%多収。
さとうきび「RK10-33」は、現行の主要品種「NiF8」よりも37%多収。



資料：農研機構の資料を基に農林水産省作成

(3) 技術（生産性向上）

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 地域計画に基づく農地の集積・集約化

- ・ 地域計画における10年後の受け手不在の農地の割合が全国約3割に、また、農地が集約化する計画を策定できた地域は1割程度に留まった。その要因として、農地の受け手となる担い手の不足や、不在村農地所有者の存在等により十分な話し合いを実施できなかったことが挙げられ、**地域計画の継続的な見直しを進める必要**。
- ・ あわせて、経営体が減少する中で、地域計画に基づく地域の農地の集約化を進めるためには、農地の集約化に取り組む地域への支援や、農地バンクの機能発揮が必要。

○ 農地の大区画化等の基盤整備

- ・ 狭小・不整形な未整備農地や、整備済みであっても30a程度の区画では、農業機械導入による大幅な作業効率の向上等を図るには困難。このような地区に対しても必要に応じて、大区画化等を図る農地の基盤整備を実施することが必要。

○ スマート農業技術の開発・普及

更なるスマート農業技術の普及を図るためには、**技術の高度化**に加え、**導入が進んでいない分野においてもスマート技術の開発・普及を進め**、スマート農業技術の導入を加速化する必要がある。具体的には、

- ・ スマート農業技術等の開発に際しては、省力化を始めとした、**高難易度で、現場からの省力化等ニーズが高い、多種多様なスマート農業技術の更なる開発・供給を進めていく必要**。
- ・ スマート農機の普及に当たっては、**従来の農機とは異なる操作が求められる**ことから、安全な利用や品目に応じた適切な対応が求められる。
- ・ スマート農業技術の導入に係る費用が高いことから、**低コストでスマート農業技術を活用できるサービス事業者の育成が重要**。そのため、多様な事業者の**サービス事業への新規参入等を一層進めるとともに、持続的なサービス事業の提供が可能となる環境整備が必要**。
- ・ サービス事業の更なる普及に向けて、特に**専門作業受注型**においては、サービス需要の季節差が大きく、年間を通じた**業務量の平準化等が課題**。
- ・ スマート農業技術等の開発に際しては、スタートアップや異業種からの参入など、**新たなプレーヤーによる開発・供給を促進していく必要**。

○ 多収化や高温耐性などに資する品種の開発・普及

- ・ 多収化等に資する品種の開発に際しては、**実需者ニーズに即した特性の評価に時間を要するといった課題**があることから、品種開発段階から**実需者の評価を行うことで、開発した品種の早期の普及を図る必要**。
- ・ 麦・大豆について、**種子の確保が難航していること**などを背景に、収量性等に優れる品種等への切替が進んでいないため、**新品種を導入できる環境を整備する必要**。

課題への対応方向

○ 地域計画に基づく農地の集積・集約化

- ・ 10年後の受け手不在の農地の解消に向けて、**地域計画の継続的な見直しとその早期実現を進めるため、重点的に見直しを進めるべき地区を設定し、現場の取組に対する提案やフォローを行うとともに、市町村を中心とする関係団体による担い手や地権者の意向把握等の現場活動を強化**する。
- ・ 地域計画に基づく農地の集積・集約化を進められるよう、地域ぐるみで取り組む農地の集約化への支援金を講じたところであり、併せて地域計画を実現するために必要な**農地バンクの積極的な引受けと中間管理を推進**する。

○ 農地の大区画化等の基盤整備

- ・ 農業者が自ら行う機動的な**簡易整備も活用**しつつ、大区画化等をはじめとする基盤整備を推進し、5年間で水田の大区画化（1ha以上）を約6万ha(全体では水田の基盤整備を約9万ha）実施。

○ スマート農業技術の開発・普及

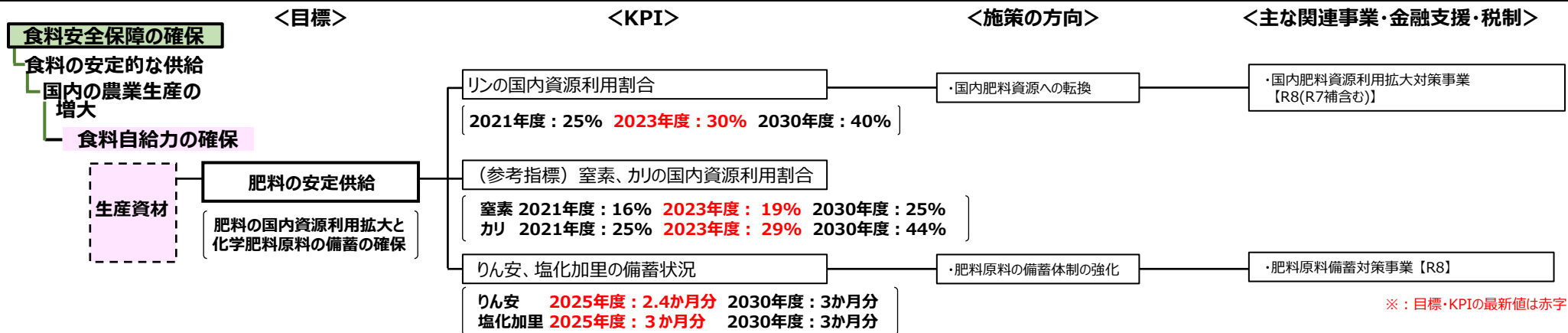
- ・ **農研機構と民間事業者の役割分担による、必要性や難易度の高い技術の研究開発を引き続き支援**するとともに、スマート農業技術促進法に基づくメリット措置について、周知等に取り組む。
- ・ **農業機械の自動走行に関する安全性ガイドラインの改訂を行うとともに、品目ごとの技術課題の解決**に向け、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への転換を図る産地の取組を支援。
- ・ 多様な事業者のサービス事業への参入促進や年間を通じた業務量の平準化のため、**新規参入時に参考となるガイドの作成やセミナーの開催等**を実施するとともに、**標準的な作業工程や作業精度等を定めた標準サービスの普及等**により業界全体のサービス事業の品質向上を図る。
- ・ **新たなプレーヤーによる開発・供給をより一層促進していくため、大企業との連携や民間投資の誘発に向けた取組を強化し、スタートアップの育成及び社会実装の推進**を図る。

○ 多収化や高温耐性などに資する品種の開発・普及

- ・ **研究の加速化により品種登録出願の前倒し等を行う際の研究費の重点配分、より高精度な品種開発に必要な分析機器の研究機関への整備や実需者との共同研究の公募要件化により、実需者ニーズに応じた品種の着実な開発と早期の普及を図る**。また、本年7月に成立した気候変動等対応品種法の趣旨を踏まえ、産官学連携の下、高温耐性や耐病性、多収性等の形質を持つ品種の育成・普及の迅速化を図る。
- ・ 産地全体での品種転換を進めるため、**都道府県と連携しつつ、実需者のニーズを踏まえた収量性等に優れる品種の普及や切替、種子の確保等を一層推進**する。

(4) 生産資材

(4) 生産資材 ①肥料の安定供給の確保



現状分析（目標の達成状況）

（目標：肥料の国内資源利用拡大と化学肥料原料の備蓄の確保）

- 肥料はその原料となる資源が特定の地域に偏在しているため、供給を輸入に依存しており、安定的な供給を図るうえでのリスクとなっている。そのため、堆肥や下水汚泥など国内肥料資源の利用拡大に加え、供給途絶リスクが特に高いりん安と塩化加里の備蓄などの取組を推進することにより、食料の国内生産に必要な肥料の安定供給の確保を図っているところ。
- KPIの進捗状況は以下のとおりであり、肥料の安定供給確保に向けて、引き続き取組の推進を図っていく必要。

（KPIの進捗状況）

- 家畜排せつ物由来の堆肥や下水汚泥資源等の利用拡大を図った結果、KPIであるリンの国内資源利用割合は、基準年（2021年）の25%に対し、2023年度は30%まで上昇（なお、窒素の国内資源利用割合は19%、カリの国内資源利用割合は29%（いずれも2023年度））（図4-1）。
- なお、2025年度のKPIの実績は未集計だが、「国内肥料資源利用拡大対策事業」を通じて、105件の国内肥料資源利用拡大の取組を支援したところであり、更なる国内資源利用割合の増加に寄与すると期待される。2030年目標である40%の達成に向け引き続き取組を推進する必要。
- KPIであるりん安、塩化加里の備蓄状況については、2025年度までにりん安2.4か月分、塩化加里3か月分の備蓄体制を構築（図4-2）。塩化加里については必要とされる備蓄水準を達成しているものの、りん安については引き続き備蓄体制の構築に向けて取り組む必要。

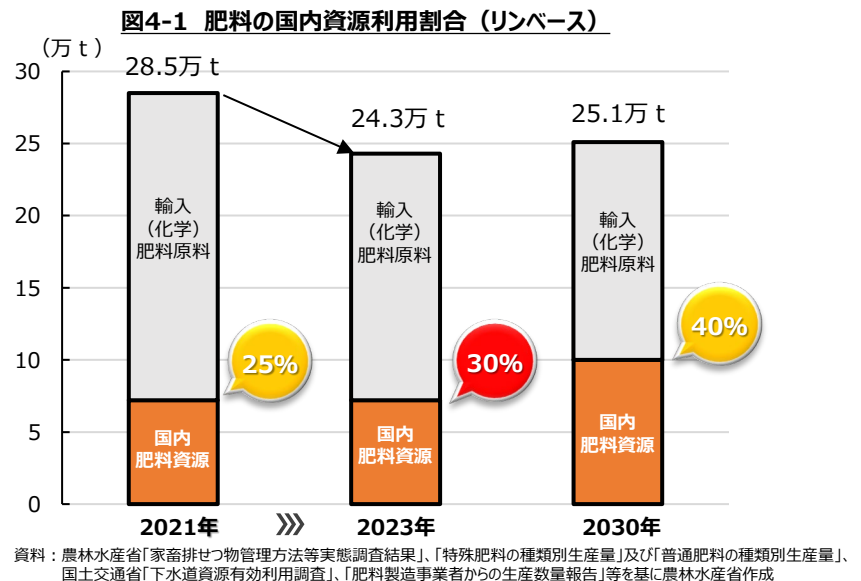
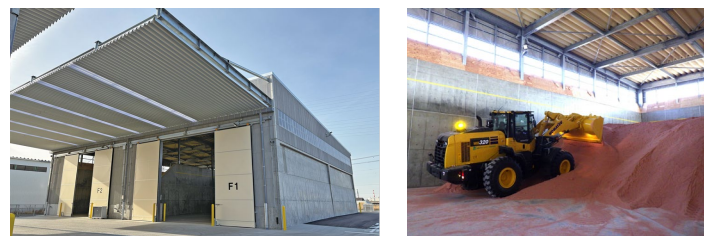


図4-2 肥料原料備蓄対策事業で整備した倉庫と保管されている肥料原料「塩化加里」



(4) 生産資材 ①肥料の安定供給の確保

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 国内肥料資源への転換

KPIである2023年度のリンの国内資源利用割合は30%。基準年より5%増加。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 家畜排せつ物や下水汚泥などの国内資源を用いて製造する**高品質な肥料**や、輸送・散布効率の高いペレット化肥料の製造に必要な**施設整備**に加え、製造した肥料の**ほ場での効果検証**、機械による効率的な**散布方法の実証**などの取組を推進。
（2025年度は施設整備を53件、散布実証等を53件実施）（図4-3）。
- ・ 加えて、国内資源由来の肥料の活用を全国に横展開するため、地方農政局等による**セミナーの開催**（2025年度は5件のセミナーやマッチングフォーラムを実施）などの取組を実施。
- ・ また、株元にピンポイントな施肥を行う「**局所施肥技術**」、植物体の生育状況をほ場ごとに分析し必要な施肥を行う「**リモートセンシングデータを活用した施肥低減技術**」など、**化学肥料の使用量の低減に資する栽培技術の実証を実施**（2025年度の新規取組地区：21地区）。こうした技術を全国に横展開するため、地区ごとに**マニュアルを作成**するとともに、**各県の普及組織等のHPへの掲載**（2025年度で37地区）などを推進。
- ・ 上記施策により、化学肥料使用量低減の取組が進んだことに加え、国内資源を活用した肥料の製造施設の整備が進んだことで、**KPIであるリンの国内資源利用割合（2030年目標：40%）は増加**。今後も、このような国内資源の肥料利用拡大により、**KPIであるリンの国内資源利用割合の増加に寄与すると見込まれる**。

○ 肥料原料の備蓄体制の強化

認定事業者による取組により、KPIであるりん安・塩化加里の備蓄状況については、**りん安2.4か月分、塩化加里3か月分の備蓄体制を構築**。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 経済安全保障推進法に基づき、**肥料を特定重要物資に指定**（2022年12月）し、肥料原料備蓄対策事業により、**りん安・塩化加里を備蓄するために必要な保管費用や保管に必要な施設の整備を支援**するとともに、肥料関係事業者向けに説明会を開催。
- ・ 2025年度までに**経済安全保障推進法に基づき12の事業者による供給確保計画（りん安・塩化加里の備蓄計画）の認定が行われ、肥料原料の備蓄体制の構築（2030年目標：3か月）は着実に進展**（図4-4）。

図4-3 国内資源の利用促進の例

① JA鹿児島県経済連における堆肥ペレット化

地域で発生する家畜ふんの有効利用のため、堆肥化施設・ペレット化機器を導入。地域の作目、需要に応じた肥料成分となる堆肥入り肥料を生産。

地域内原料による安定供給、化学肥料の代替にもつながり、生産コスト削減にも寄与。



堆肥化施設



茶に必要な肥料成分に調整された肥料

② 兵庫県神戸市（下水汚泥からのリン回収）

下水汚泥から純度の高いリン「こうべ再生リン」を回収し、有機肥料等と配合した「こうべハーベスト」を製造。

「こうべハーベスト」は、神戸市の特別栽培農作物のブランドである「こうべ旬菜11」にも使用。



下水汚泥から回収した「こうべ再生リン」



こうべ再生リンを原料とした配合肥料「こうべハーベスト」

図4-4 供給確保計画の認定実績

No.	認定供給確保事業者名	備蓄を行う肥料原料
1	中部飼料株式会社	りん酸アンモニウム
2	ホクレン肥料株式会社	りん酸アンモニウム 塩化加里
3	株式会社ハイボネックスジャパン	りん酸アンモニウム
4	株式会社イチネンMAC	りん酸アンモニウム 塩化加里
5	（共同認定） 全国農業協同組合連合会 全農グリーンリソース株式会社	りん酸アンモニウム 塩化加里
6	太陽肥料株式会社	塩化加里
7	日東エフシー株式会社	りん酸アンモニウム
8	（共同認定） 株式会社中村商会 鈴江コーポレーション株式会社	りん酸アンモニウム
9	堺商事株式会社	りん酸アンモニウム
10	伊藤忠商事株式会社	りん酸アンモニウム 塩化加里
11	ワールドグリーン株式会社	りん酸アンモニウム
12	九鬼肥料工業株式会社	りん酸アンモニウム

(4) 生産資材 ①肥料の安定供給の確保

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 国内肥料資源への転換

- ・ 2023年は、化学肥料使用量の低減効果もあって、国内肥料資源の利用割合が増加したが、引き続き2030年目標に向けて、国内資源由来肥料の使用量を増やす必要がある。
- ・ このため、**肥料成分に比べ体積や重量が大きく農地への散布に時間がかかる**、原料供給事業者・肥料製造事業者・利用者等、**関係者間の連携体制が整備されていない**などの課題への対応を進める必要。
- ・ また、施設等へのイニシャルコストへの支援とあわせて、**関係事業者間の連携づくり**や、消費者の理解醸成を図る取組に対する一層の支援が必要。

○ 肥料原料の備蓄体制の強化

備蓄体制の構築は着実に進展しているものの、りん安及び塩化加里の原料である鉬物資源は**特定の国に偏在**しており、主要な供給先国からの輸出の停滞や国際情勢の影響等により、**供給途絶のリスクが近年顕在化**している。

- ・ りん安は、一部の輸入先国からの輸入可能期間に制約が生じており、**安定供給の確保を図るために調達の多角化を図る必要**。
- ・ **塩化加里**は、これまで原料供給国からの輸入が安定的に行われているものの、安定供給の確保を図るためには、**調達の多角化を図る必要**。

課題への対応方向

○ 国内肥料資源への転換

- ・ 肥料利用者にとって使いやすい肥料の実用化・利用拡大を図り、**国内資源の利用割合を増加**させるため、引き続き**ペレット化設備や散布実証等への支援**を行うとともに、関係者が一堂に会する「国内肥料資源の利用拡大に向けたマッチングフォーラム」の開催、優良事例の表彰事業等を通じて、関係者間の交流や理解醸成を促進。
- ・ 国土交通省と共同でGREEN×EXPO 2027へ出展するなど、引き続き、関係機関と連携しながら**消費者へのPRや理解醸成**の取組等を進める。

○ 肥料原料の備蓄体制の強化

- ・ **調達リスクの高まりに対応**するため、**輸入先の多角化に向けた取組みを進めるとともに、りん安については備蓄目標の実現に向け、引き続き備蓄の取組を支援**。

(4) 生産資材 ②農薬の安定供給の確保

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内農業生産の増大

食料自給力の確保

生産資材

農薬の安定供給の確保

防除ニーズに対応した農薬の確保

防除ニーズに対応した新規農薬の登録数

2019～2023年：31件 2021年～2025年：23件
2026～2030年：30件 ※直近5年間の累計

(参考指標) 農薬の再評価実施数

43件 (2021～2023年度累計)
99件 (2021～2025年度累計)

(参考指標) 農薬の安定供給に係る数値

207,621 t(国内需要量)、218,353 t(国内製造量)
(2022年10月～2023年9月)
205,148 t(国内需要量)、202,083 t(国内製造量)
(2023年10月～2024年9月)

・防除ニーズに対応した農薬登録
・再評価の円滑な実施
・良質かつ低廉な農薬の供給

・農薬の優先審査
・研究開発税制
・食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築事業【R7】【R8】
・病害虫の防除の推進【R7】【R8】

※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

（目標： 農薬の安定供給の確保）

・ 農薬は安全な食料の安定生産に不可欠な生産資材であり、農薬の安定供給の確保に向けて、防除ニーズに対応した農薬登録等を推進。その際、農薬は安全の確保が最も重要であることから、最新の科学的知見に基づく**新規農薬の評価及び既存農薬の再評価を着実に実施し、安全性向上に取り組むことが必要**。KPIの進捗状況は以下のとおりであり、**2030年目標に向けて順調に推移**。

（KPIの進捗状況）

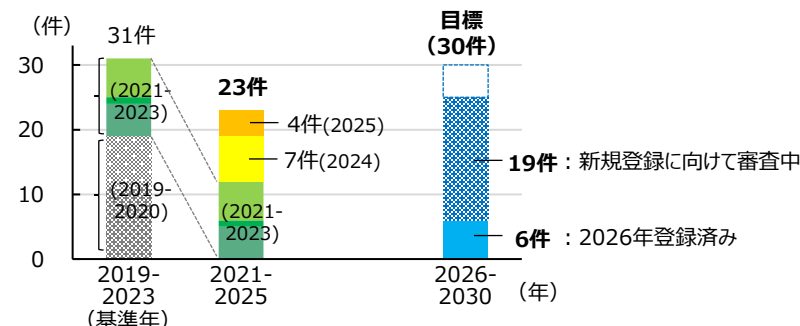
・ **KPIである防除ニーズに対応した新規農薬の登録数**については、**直近5年間（2021年～2025年）の累計で23件（2030年目標：30件）**。目標値である5年間（2026年～2030年）の累計30件を下回っているが、基本計画を策定時の直近5年間（2019年～2023年、基準年）以降、2024年は7件、2025年は4件の新規農薬を登録したことに加え、2026年は既に6件の新規農薬を登録しており、**目標達成に向けた平均的な登録数（6件／年）が続いている**。さらに、19件の新規農薬の登録に向け順次評価を進めているところであり、**2030年目標に向けて順調に推移**（図4-5）。

・ **参考指標である農薬の再評価実施数**については、2021～2025年の5年間で**99件実施**しており、計画通りに進行中。

（現在我が国で登録されている農薬は約600成分）

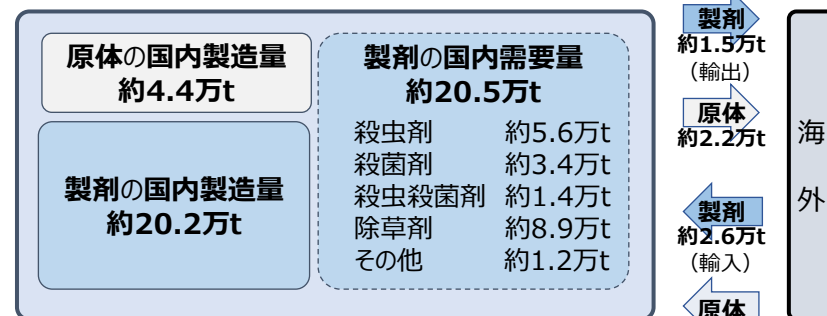
・ **参考指標である農薬の安定供給に係る数値**については、国内需要量205,148t（2024農業年度）に対して国内製造量は202,083t（2024農業年度）であり、防除ニーズに対応した主要な農薬を国内生産・供給しているため、**国内の生産能力は高い**（図4-6）。

図4-5 防除ニーズに対応した新規農薬の登録数推移



資料：農林水産省作成

図4-6 農薬の製造・流通の状況



資料：一般社団法人日本植物防疫協会「農薬要覧」を基に農林水産省作成

注：製造量・輸入量・輸出量・需要量（出荷量）は2024農業年度（2023.10-2024.9）の値。また、出荷には過年度生産分を含む。

(4) 生産資材 ②農薬の安定供給の確保

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 防除ニーズに対応した農薬登録

KPIである防除ニーズに対応した新規農薬の登録数は、直近5年間（2021年～2025年）の累計で23件。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 防除ニーズが高い環境負荷低減に貢献する農薬を、優先的に農薬登録審査する対象に追加（2025年7月）。
- ・ 農薬の成分評価に必要なデータの提出要件について、国際的な水準に合わせるよう見直し。農薬メーカーが海外と国内の申請に同一の試験成績を活用することで、申請を速やかに行えるようになり、国内で関係府省において円滑に審査し上市できる環境を整備。

※我が国農薬メーカーは新規農薬の開発力において強みを持っており、海外展開を積極的に行っていることも有事において国内への安定供給を図る上でアドバンテージとなる。また、試験要求の調和（共通化）を図ることで、海外と共通の試験成績で登録申請が可能となるため、国内で登録しやすい環境が整備され、農薬の安定供給にも資する。

上記の取組が即座に新規農薬登録につながるものではないが、開発から上市までの期間の短縮が図られることにより今後KPIへの寄与が期待される（2030年目標：5年間（2026年～2030年）の累計30件）。なお、2025年は4件、2026年は既に6件新規農薬を登録し、防除ニーズに対応した農薬の登録が順調に進んでおり、必要な農薬の確保が図られている。

○ 再評価の円滑な実施

参考指標である農薬の再評価実施数は、2021～2025年度累計で99件。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 審査スキーム（図4-7）について、関係府省における審議を順番に行う直列型から、審議状況を共有しながら審議を同時並行的に進める並列型に見直し、手続を効率化（2025年4月）。
- ・ 関係府省、審議会等から指摘した事項のうち、一般化できる事項について、農薬メーカー等全体にフィードバックを行い、農薬メーカー等による資料作成、関係府省による資料確認を円滑化（2025年度は2回実施）。

○ 良質かつ低廉な農薬の供給

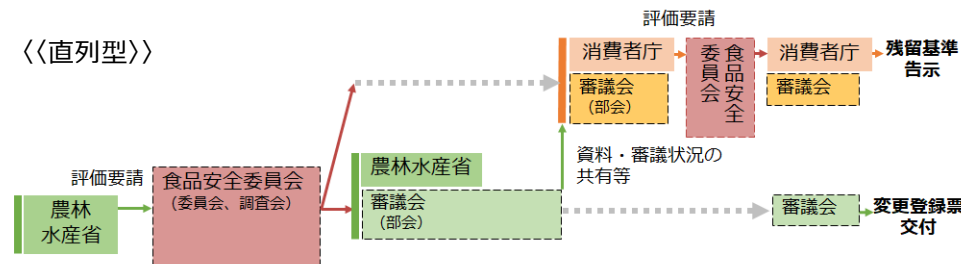
参考指標である農薬の安定供給に係る数値は、2023年10月～2024年9月において、国内需要量は205,148t、国内製造量は202,083t。国内需要量の大部分を国内生産で賄っている状況。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 製造コストの増高により農薬の価格が上昇傾向にある中、流通面や利用面での効率化を通じて安定供給を図るため、担い手直送規格（図4-8）の利用及び農業支援サービスの活用を推進。
- ・ 農薬の担い手直送規格の利用面積は、2024年度では39.7万ha（前年度34.2万ha）に増加、ドローンによる農薬等散布面積は2023年度では110万ha（前年度82万ha）まで増加。

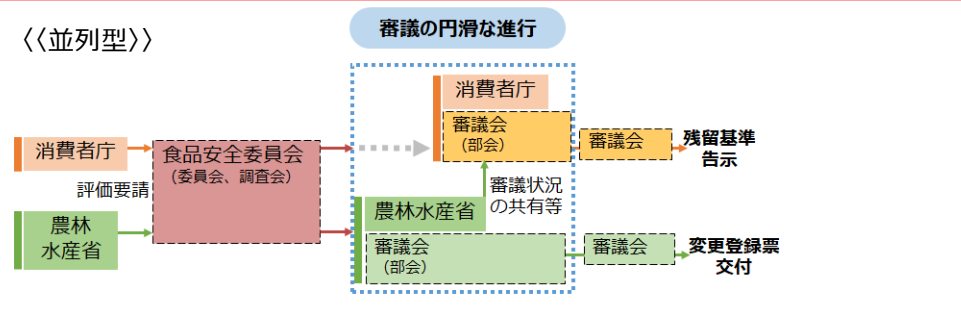
図4-7 農薬の再評価スキームの見直し（簡略イメージ）

農薬の再評価の審査に際して、従来は関係府省における審査を順番に行っていたが、同時並行的に進めることにより手続を効率化し、円滑な再評価につなげる。

〈〈直列型〉〉



〈〈並列型〉〉

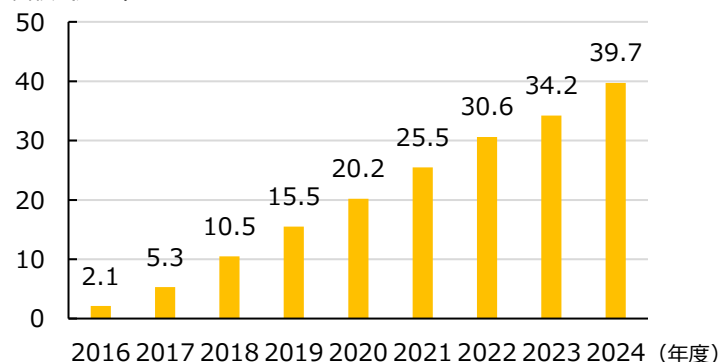


資料：農林水産省作成

図4-8 担い手直送規格の農薬の普及面積の推移

担い手直送規格とは、農薬の包装を大型化・簡素化した上で、受注を受けてから農薬を生産し、工場から農家に直送する取組であり、通常規格より2～3割の価格低減が図られる。

普及面積（万ha）



資料：全国農業協同組合連合会HPを基に農林水産省作成

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 防除ニーズに対応した農薬登録

- ・ **防除ニーズに対応した新規農薬の開発の促進**、各地域における**防除ニーズに対応した農薬の速やかな上市**を支援する必要。
- ・ 農薬の安全を確保しつつ、海外と国内の申請に同一の試験成績を活用できるように、**農薬登録制度の国際調和を一層推進**する必要。

○ 再評価の円滑な実施

- ・ 農薬の安全性を一層向上させるため、**全ての農薬について最新の科学的知見に基づく再評価をより円滑に実施**できるような体制強化が必要。

○ 良質かつ低廉な農薬の供給

- ・ **担い手直送規格の利用の更なる拡大**を推進する必要。
- ・ 農薬に係るコストの低減を図るにはドローンによる農薬散布の拡大が有効であるが、そのためには、**農業支援サービス事業者の更なる育成**が必要。



課題への対応方向

○ 防除ニーズに対応した農薬登録

- ・ 都道府県等に対して、**防除ニーズに対応した農薬の登録に必要な薬効薬害試験等の実施を支援**。
- ・ **優先審査**の仕組みを活用し、防除ニーズに対応した農薬を速やかに登録。
- ・ 研究開発税制について、農薬メーカーへの周知・活用の促進。
- ・ OECDにおける農薬登録制度に関する議論等、**国際ルールメイキングに積極的に参画**し、試験要求の調和を図るなど、**必要に応じて評価手法を見直し**。

○ 再評価の円滑な実施

- ・ 更なる審査結果の蓄積や要点を踏まえ、**生物防除資材の評価ガイドライン等を見直し**。
- ・ 審査に係る農業資材審議会委員を増加し、**審議会専門部会の2部会制化**を検討。

○ 良質かつ低廉な農薬の供給

- ・ **担い手直送規格のラインナップの更なる拡大**と現場への周知を推進。
- ・ スマート農業技術活用促進法に基づく支援や事業環境の整備等により、**防除作業を行う農業支援サービス事業者の育成や活用を推進**。

(4) 生産資材 ③種苗の安定供給の確保

<目標> <KPI> <施策の方向> <主な関連事業・金融支援・税制>

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給
国内の農業生産の
増大

食料自給力の確保

生産資材

種苗の安定供給

主な穀物の国産種子
の完全自給の継続

稲、麦、大豆の国産種子需要に対する供給率

〔 2023年：100% 2025年：100% 2030年：100% 〕

(参考指標)

野菜種子の安定供給に係る数値（地域別輸入割合）

2023年
アジア：19.0%、欧州：29.2%、北米：20.2%、
中南米：17.1%、アフリカ：6.0%、オセアニア：8.5%

2024年
アジア：22.6%、欧州：23.7%、北米：20.8%、
中南米：17.2%、アフリカ：8.1%、オセアニア：7.7%

・持続的な種子生産や多様なニーズに対応した
生産供給体制の構築支援

・持続的種子生産総合対策事業【R8】
・気候変動対応等高需要種子・確保緊急対策事業【R7補】

※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

（目標： 種苗の安定供給）

- ・ 種子は、農業生産に欠かすことのできない資材であり、種子の品質の良否が収穫物の生産性や品質の良否に直結するため、**高品質な種子が安定供給されることが重要**。種苗の安定供給のために、持続的な種子生産や多様なニーズに対応した生産供給体制の構築支援を推進。
- ・ **主な穀物である稲、麦類、大豆の生産に要する種子は、道府県の計画に基づき種子生産者が増殖し、農業者に供給するケースが大宗を占めている**（図4-9）。現在国産種子需要に対する供給率は100%となっており、**2025年においても供給率はKPIとして設定した100%を維持**。
- ・ 参考指標である野菜種子の安定供給に係る数値（地域別輸入割合）は、地域別輸入割合が最も高かった欧州の割合が減少し、アジアや北米、アフリカ等への多角化が図られている。

野菜種子の輸入先国（2024年）

国・地域	輸入量（t）	国・地域	輸入量（t）
アメリカ	603	フランス	98
チリ	478	インド	88
中国	447	オーストラリア	83
デンマーク	343	タイ	62
南アフリカ	237	オランダ	25
イタリア	198	その他	117
ニュージーランド	142	全世界計	2,921

資料：農林水産省「植物検疫統計(2024年)」を基に作成

図4-9 稲、麦類及び種子の必要種子量の試算と輸入量（2025年）

品目名	作付面積 (2025年) A	推計播種量 B	必要種子量 C = B × A	(参考) 種子輸入量 (2024年) D	備 考
稲	142.5 万ha	35 kg/ha	49,875 t	—	
麦類	29.4 万ha	70 kg/ha	20,580 t	貿易統計上「麦」等のうち「播種用のもの」として計上されているもの 136 t	輸入は非食用の緑肥等向けと考えられ、食用麦への利用は確認されていない。
大豆	14.4 万ha	60 kg/ha	8,640 t	貿易統計上「大豆」のうち「播種用のもの」として計上されているもの 12 t	輸入は用途不明だが、食用大豆への利用は確認されていない。

資料：作付面積（2025年）は農林水産省「作物統計」、種子輸入量（2024年）は財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：作付面積（2025年）の稲は子実用の水陸稲計、麦類は子実用の4麦計、大豆は乾燥子実
種子輸入量（2024年）は1月～12月累計

(4) 生産資材 ③種苗の安定供給の確保

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 持続的な種子生産や多様なニーズに対応した生産供給体制の構築支援

KPIである2025年の稲、麦類及び大豆の国産種子需要に対する供給率は100%を維持。主な施策の進捗状況については以下のとおり。

・ 種子生産者の高齢化が進む中、持続的な種子生産や多様なニーズに対応した種子の生産・供給体制の構築を図るため、

- ① 新たに種子生産に取り組む農業者に対して、種子生産に必要な技術の習得に必要な追加的労働コストに対する支援による**参入促進**
- ② 新規種子生産者の参入障壁や規模拡大の妨げとなる、栽培期間中の異株の除去などの**手作業によるほ場管理を省力化するための実装の支援**
- ③ **品質の高い原原種等の確保に向けた生産・保管施設の整備**を実施。

・ また、生産現場において高いニーズを有する種子供給のための種子生産現場における品種転換、**新品種の種子生産を行う地域の創出**や、**一部不足感のある高温耐性品種等の需要に対応するため、種子の増産や備蓄期間の延長による種子供給体制の強化**の取組に対する支援を実施（図4-10）。

・ 年間平均約200名の種子生産者の離農傾向の中、2025年では、**22名の新規種子生産者の参入、2地区での新品種の生産等**を支援。今後、高齢化に伴う更なる減少が想定されている新規種子生産者の確保を推進することで種子生産体制の維持に繋がるなど、**持続的な種子生産体制の確保**を通じてKPIの達成に寄与しているところ。

・ 現状、稲、麦類及び大豆の国産種子需要に対する供給率は**100%を維持**できているものの、**今後の高齢化等の影響により種子生産者の減少が進んだ場合には供給率の維持が困難**になるため、新規種子生産者の確保や需要が高い品種を安定的に供給できる体制を継続的に整備していく必要（図4-11）。

○ 野菜種子の安定供給

・ 国内ニーズに即した良質な野菜種子を安定的に供給するため、我が国の種苗会社はリスク分散の観点から、北半球・南半球の複数国にて野菜種子を生産しているが、**気候変動や地政学的リスク等に対応したより安定的な野菜種子の供給体制の確保**に取り組んでいる。

・ 併せて、国内採種農家の高齢化等による担い手の減少、手間と時間のかかる交配作業等の省力化・効率化等に対応し、**国内における生産基盤の強化**を図る必要。

図4-10 種子生産に関する支援

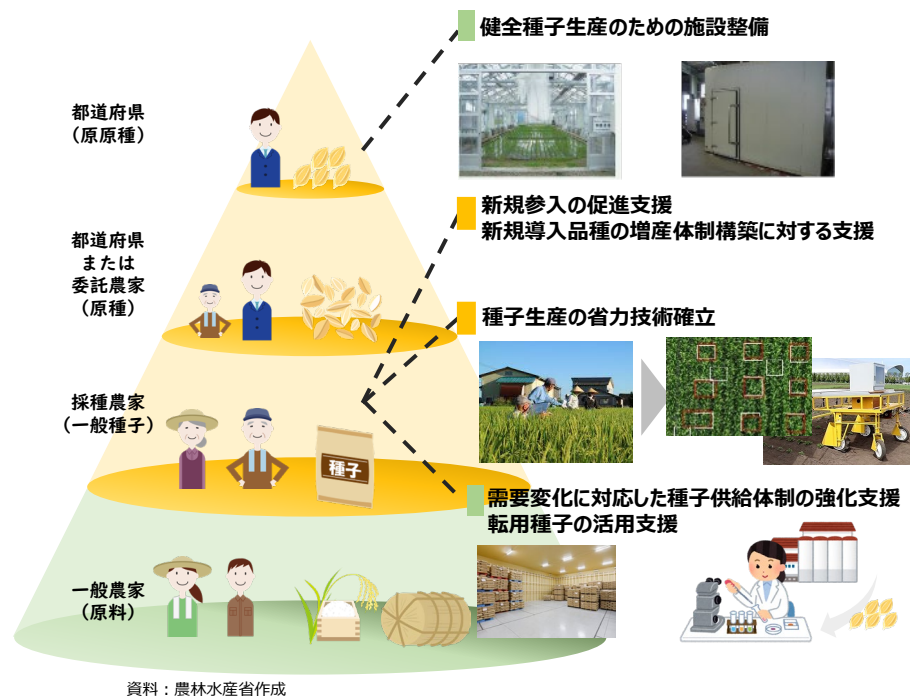
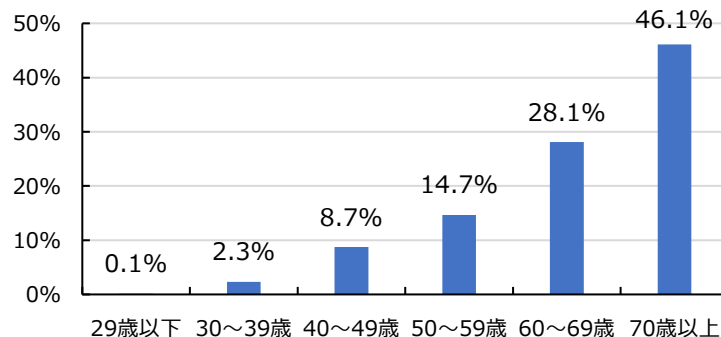


図4-11 水稻種子生産者の年齢構成



資料：種苗生産主要3県への聞き取りを基に農林水産省作成

(4) 生産資材 ③種苗の安定供給の確保

目標達成に向けて克服すべき課題

- 持続的な種子生産や多様なニーズに対応した生産供給体制の構築支援
- ・ 全国的に稲、麦類及び大豆の**種子生産現場の高齢化は顕著**であることから、**新規生産者の確保や種子供給力を維持するための生産面積の維持**が重要であることに加え、夏場の手作業によるほ場管理が種子生産者の大きな負担となっていることから**省力化技術の開発・実装等を図る必要**。
- ・ 近年の気候変動や食需要の変化等に対応するための品種需要の変化が生じているものの、種子は数年かけて計画的な生産が行われているため、**品種転換には時間を要することが課題**。



課題への対応方向

- 持続的な種子生産や多様なニーズに対応した生産供給体制の構築支援
- ・ 種子生産面積の維持に向け、新規種子生産者の確保支援、**省力化技術の開発・実装への支援や品質の高い原原種等の確保に向けた生産や保管に係る施設の整備**に取り組む。
- ・ 産官学連携の下、高温耐性や耐病性、多収性等の形質を持つ品種の育成及びその種苗の生産の振興を図るため、気候変動等対応品種法が本年7月に成立。法律の趣旨を踏まえ、その効果を最大限発揮するために、既存の種子関連施策の内容の見直しを実施。

(4) 生産資材 ④飼料の備蓄の確保

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の
増大

食料自給力の確保

生産資材

飼料の備蓄の確保

飼料穀物の備蓄量

2025年度：100万トン 2030年度：約100万トン

・配合飼料メーカー等が実施する
飼料穀物の備蓄の取組に対する支援

・飼料備蓄・増産流通合理化事業【R7】【R8】

※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

（目標：飼料の備蓄の確保）

- 飼料の備蓄の確保に向けて、配合飼料メーカー等が実施する飼料穀物の備蓄の取組に対する支援を実施。KPIの進捗状況は以下のとおりであり、**飼料穀物の備蓄量は引き続き、目標の水準を維持**。

（KPIの進捗状況）

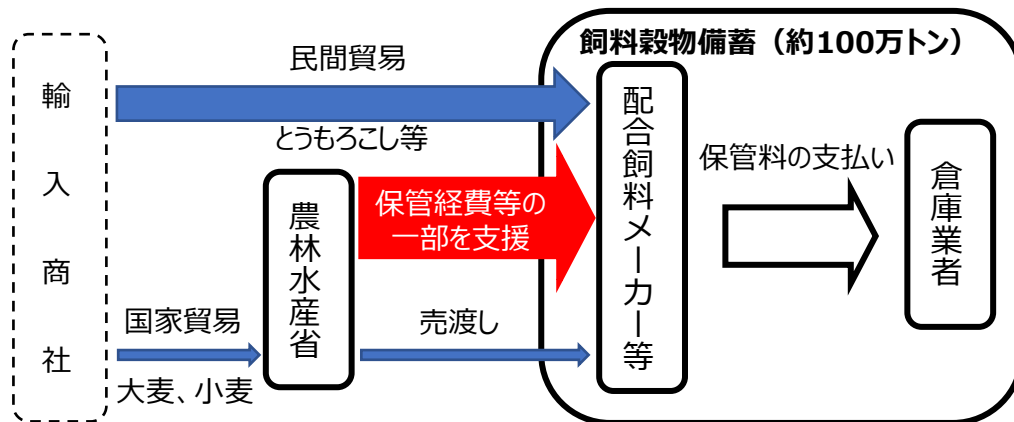
- 配合飼料原料であるとうもろこし等の飼料穀物については、生産条件等の違いなどから、国内での調達に困難であり、そのほとんどを輸入に依存している。このため、不測の事態に備える観点から、引き続き、約1か月分の需要量に相当する約100万トンの備蓄を行うことが重要であるとの考えから100万トンの備蓄水準の維持をKPIとして設定し、**2025年度実績においても100万トンの備蓄を維持**（図4-12）。

図4-12 飼料穀物の備蓄量の推移

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	...	2030
数量 (万トン)	106	101	102	111	101	102	106	97	102	100	...	100

資料：飼料穀物備蓄支援対策における実績を基に農林水産省作成

図4-13 飼料穀物の備蓄と支援事業のスキーム



現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 飼料穀物の備蓄

- KPIである飼料穀物の備蓄量については、**2025年度には100万トンを備蓄**。
- 備蓄量約100万トンのうち、過去の大災害に匹敵する事態にも対応可能な水準である**75万トン**を政府支援対象として、保管経費等の一部を支援することにより、**配合飼料メーカー等の備蓄経費負担を軽減することで備蓄量100万トンを達成**（図4-13）。不測の事態に備えるため、引き続き、備蓄水準を確保していく必要。

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 飼料穀物の備蓄

- ・ 現状でも2030年目標の約100万トンを達成しているが、今後とも**安定的な備蓄量を確保**するためには、**配合飼料メーカー等**に対して、引き続き、**飼料穀物備蓄の重要性について理解を得ていく必要**。
- ・ 飼料穀物の安定的な輸入・供給のため、**多様な輸入調達先を確保**していく必要。
- ・ 不測の事態に備え、配合飼料メーカー等が策定する**事業継続計画（BCP）の継続運用**が必要。



課題への対応方向

○ 飼料穀物の備蓄

- ・ 飼料穀物の備蓄を確保するため、引き続き、**配合飼料メーカー等による備蓄の取組の継続的な推進**。
- ・ 輸入元国でのサプライチェーン確保に向けた**関係者との意見交換や、調査への継続的な支援**。
- ・ **BCPに基づく取組を推進するための研修会や模擬演習の実施に対する継続的な支援**。

(4) 生産資材 (参考指標) その他の資材の安定供給

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の
増大

食料自給力の確保

生産資材

<参考指標>

農業機械の国内需要量、国内製造量

国内需要量

2023年：3,552億円 2024年：3,282億円

国内製造量

2023年：4,720億円 2024年：4,287億円

青果物用段ボールの国内需要量、国内製造量

国内需要量

2023年：993,000千m² 2024年：967,170千m²

国内製造量

2023年：992,008千m² 2024年：965,917千m²

農業用フィルムの国内需要量、国内製造量

国内需要量

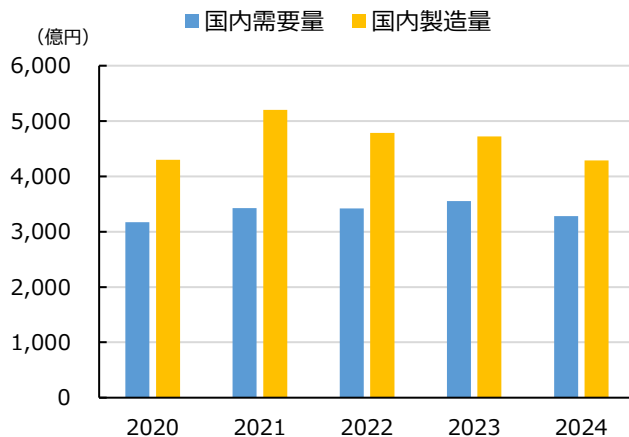
2023年：73,926t 2024年：71,704t

国内製造量

2023年：69,085t 2024年：67,007t

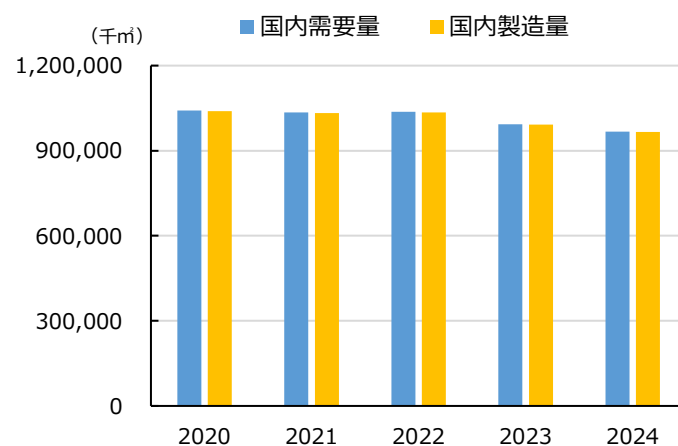
※：目標・KPIの最新値は赤字

図4-14 農業機械



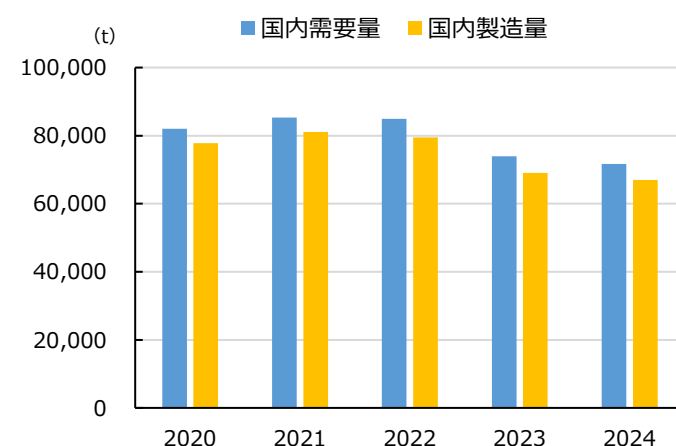
資料：一般社団法人日本農業機械工業会「日農工統計」を基に農林水産省作成

図4-15 青果用段ボール



資料：全国段ボール工業組合連合会「段ボール統計年報」
及び財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

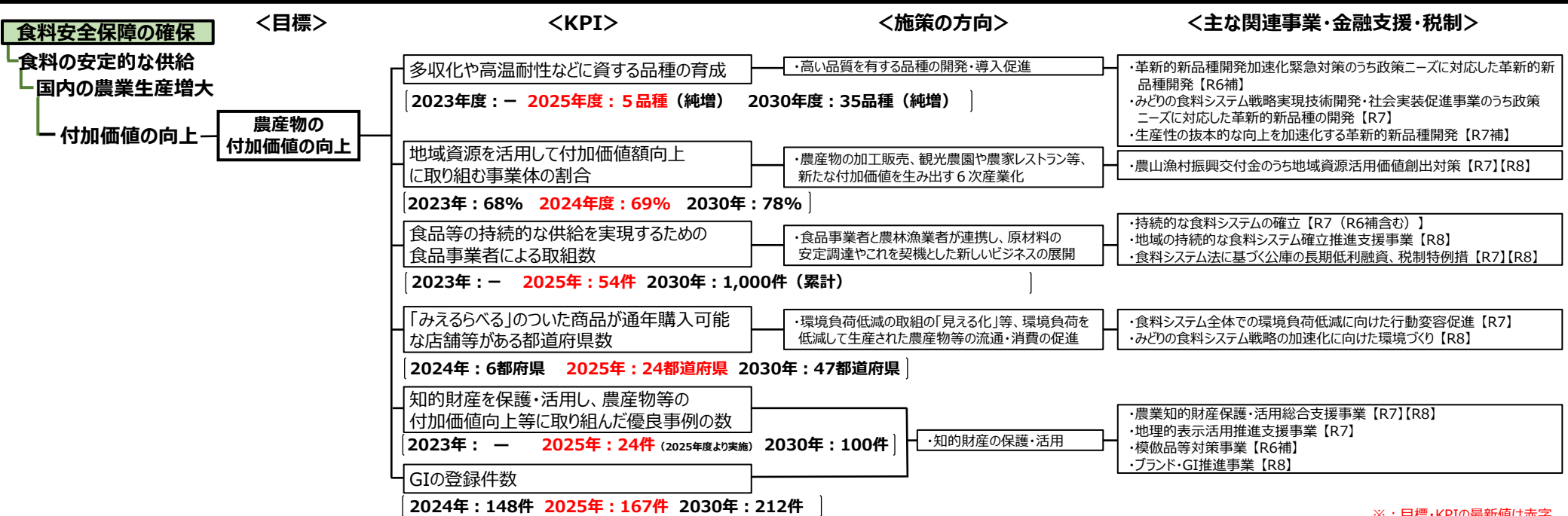
図4-16 農業用フィルム



資料：経済産業省「生産動態統計」及び財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

(5) 付加価値の向上

(5) 付加価値の向上



※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

（目標： 農産物の付加価値の向上）

農業の持続的発展には、農産物の付加価値の向上を通じて、個々の農業経営の収益性の向上を図っていく必要があるが、その際、

- ・ 品種や技術、食文化等の**知的財産の保護・活用**や
- ・ マーケティング等を通じて、地域の特色や優れた品質を有する農産物に社会的評価を付与する**ブランディング**等の取組が重要。このため、**高い品質を有する品種の開発・導入促進**や**地域資源を活用して新たな付加価値を生み出す6次産業化の推進**、**新しいビジネス展開のための食品事業者と農林漁業者の連携構築**、**環境負荷を低減して生産された農産物等の「見える化」による流通・消費の促進**等の付加価値向上のための施策を推進。

KPIの進捗は以下のとおりであり、付加価値の向上に向けて進展は見られるものの、**一部KPIには進展が不十分なものもあり、更に取組の推進を図っていく必要**。

（KPIの進捗状況）

- ・ **多収化や高温耐性などに資する品種の育成**については、**2025年度には5品種（純増）を開発。2030年目標（35品種（純増））に向けて引き続き推進**。
- ・ **地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合**は、2024年度は**69%**。**2030年目標（78%）に向けて施策の改善を図りつつ、推進していく必要**。

なお、2025年度もサポート体制を強化していることから、割合は増加するものと見込んでいる。

- ・ **食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数**は、2025年10月より食料システム法に基づく計画認定制度の運用を開始し、2026年3月末時点で**54件**。計画認定制度開始から約半年後の実績であるものの、**2030年目標（1,000件（累計））に向けては更なる推進が必要**。
- ・ **「みえるらべる」のついた商品が通年購入可能な店舗等がある都道府県**は、2025年で**24都道府県**まで増加。**2030年目標（47都道府県）に向けて順調に推移**。
- ・ **知的財産を保護・活用して、農産物等の付加価値向上等に取り組んだ優良事例の数**は初年度である2025年で**24件**まで増加、**2030年目標（100件）に向けて順調に推移**。
- ・ **GIの登録件数**は2025年度末で累計**167件**（年平均約10件増）。**2030年目標（212件）に向けて順調に推移**。

(5) 付加価値の向上

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 高い品質を有する品種の開発・導入促進

KPIである多収化や高温耐性などに資する品種については、2025年度までに高付加価値化に資する品種である製パン適性に優れる小麦「ゆめほわいと」を含む5品種を開発※1しており、2030年目標の35品種に向けて引き続き推進。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 2024年度より革新的新品種開発加速化緊急対策により、産官学連携による有望な品種候補の選定・評価・栽培実証※2を支援することで、品種開発を推進。稲、麦、大豆だけでなく、果樹や野菜等の幅広い品目に関して、加工適性に優れる品種等、品目ごとの課題解決に資する品種開発のため、2030年度までに毎年平均6品種が確実に開発されるよう、新規の研究開発にも着手することにより、KPIである品種開発の推進に寄与する見込み。

※1 品種登録出願を行ったものをいう。

※2 品種を開発するためには、多くの材料の中から目的形質を備えたものを選定した上で、試験ほ場でその能力を評価し、産地で栽培実証を行うことが必要。

- ・ 開発した品種のうち「ゆめほわいと」については2028年以降の一般栽培に向けて、生産者等と連携し2025年秋から種子生産、普及地域での大規模実証試験等を開始。製粉・製パン業者の評価を通じて、消費者ニーズの高い国産小麦を活用した高付加価値商品の開発に繋げる。（図5-1）

○ 新たな付加価値を生み出す6次産業化

KPIである付加価値額向上に取り組む事業体の割合（農山漁村振興交付金等を活用して付加価値額を向上させた事業体の割合）は、2024年度は69%（前年比1ポイント増）。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 6次産業化の市場規模は近年横ばいであり（図5-2）、農林漁業者の利益は、経費の増加により伸び悩んでいる傾向。このため、各道府県に設置したサポートセンターを通じた専門家の派遣や、新商品開発、加工・販売施設整備等への支援により、多様な地域資源を活用し付加価値創出に取り組む農林漁業者を支援。支援を受けた農林漁業者では、支援の実施前後（2022年度から2024年度）で經常利益を含む付加価値額が約2割、施設を新設した事業体では、雇用者数が約6割増加するなど、新たな雇用の創出や付加価値額の向上につながっている。
- ・ 2025年度は引き続き、新商品開発や加工・販売施設整備等への支援に加え、特にサポートセンターを通じた専門家派遣については、販売が伸び悩んでいる地域を重点的に支援する等、サポート体制を強化していることから（図5-3）、KPI（2030年目標：78%）は増加すると見込まれる。

○ 食品等の持続的な供給

KPIである食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数（食料システム法の計画認定数）は制度開始から半年後の2026年3月末で54件（2030年目標：1,000件（累計））。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 食料システム法に基づく計画認定制度について、金融税制の特例措置に加え、各種事業における計画認定の要件化を図りつつ推進しており、認定を受けた計画の多くが特例等の措置を活用している一方で、要件化されている事業が一部にとどまるため、補助事業の活用は12件に留まっている（図5-4）。
- ・ また、食品事業者と農林漁業者が連携し、地域資源を活用した食ビジネスの創出に取り組む地域コンソーシアムにおいては、案件形成に繋がる可能性のあるプロジェクトが2026年3月末時点で、実際に案件形成され、認定に至った案件は2件に留まる。

図5-1 ゆめほわいとを利用した付加価値の高い国産小麦商品の開発に向けた取組計画

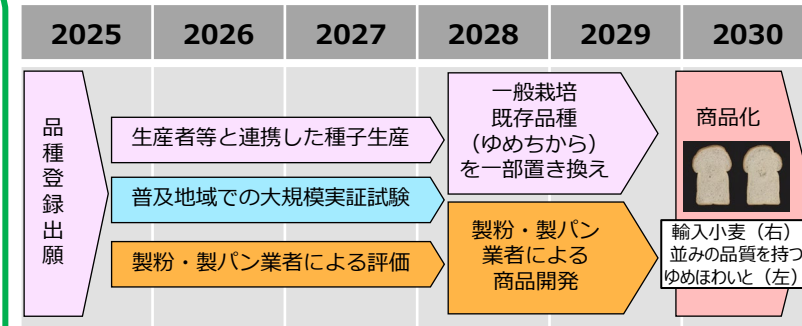


図5-2 6次産業化（加工・直売分野）の市場規模の推移

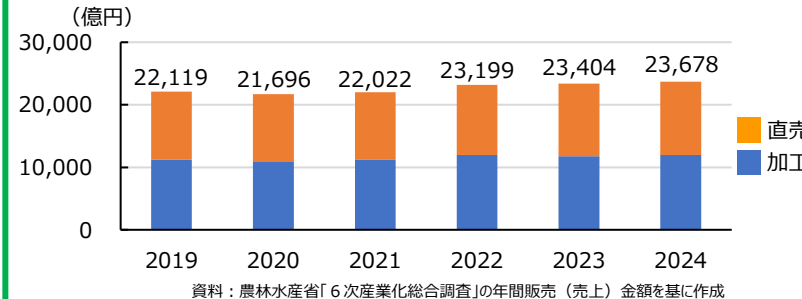


図5-3 サポートセンターの伴走支援体制の強化



注：2025年度より、都道府県サポートセンターの伴走支援体制の強化を図るため、中央サポートセンターが実効性のある支援の共有を図るための会議を開催するなど、都道府県サポートセンターのバックアップ体制を構築している。

図5-4 食料システム法計画認定制度の特例等の活用状況

公庫の長期低利融資：26件	} 38件 (重複除く)
補助事業の活用：12件	
農研機構の設備供用：1件	

資料：農林水産省作成

(5) 付加価値の向上

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 環境負荷低減の取組の「見える化」

KPIである「見えるらべる」のついた商品が通年購入可能な店舗等がある都道府県数は、2025年度には24都道府県まで増加（図5-6）（2030年目標：47都道府県）。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・「見えるらべる」（図5-5）について、2025年度は保存の効く加工食品を中心に、地方農政局等を通じて店舗等へ取扱拡大に向けた働きかけを実施したほか、生産者や商品取扱事業者に関する情報発信や、商談会や検討会などの開催、環境負荷低減の「見える化」システムの整備により、営農管理アプリ等から「見えるらべる」の取得手続を可能にしたことにより、新たに「見える化」に取り組む者が増加。
- ・「見えるらべる」の取組が取引先との交渉等において有用に働いた事例が見られるほか等、一部小売事業者や生産者からは売上額や販売数が向上したという声も見られる。

○ 知的財産の保護・活用

KPIである知的財産を保護・活用して農産物等の付加価値向上等に取り組んだ優良事例※の数は初年度である2025年度で24件（24%）（2030年目標：100件）。また、GIの登録件数は167件（年平均約10件増）まで増加（2030年目標：212件）。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・知的財産の保護・活用に係る顕彰制度に農林水産・食品部門を創設することで、優良事例（図5-7）を提示、横展開を促進。
- ・知的財産の保護・活用に向けた実践的な相談対応のための窓口の整備や伴走支援、海外での品種登録や商標等の出願等を支援。その結果、2026年3月末までに海外での品種登録出願を支援した446品種のうち301品種（2024年9月末時点では支援した403品種のうち242品種）が海外で育成者権を取得し、海外での侵害に対して栽培差止め等の権利行使が可能となっているなど、知的財産の保護・活用が進展。

※ 知的財産の保護・活用に係る顕彰制度における表彰候補事例（農林水産大臣表彰事例等）

- ・また、ブランドの保護や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制を構築。2025年の相談対応実績は延べ179件、13産品がGI登録申請に至った。加えて、大阪・関西万博への出展や百貨店フェアの開催、インフルエンサーのウェブ媒体等による訴求など、GI製品の認知度向上等のための5つの取組（17件）を推進。これにより、GI登録の効果が訴求され、次なる申請の動機づけとなっている。
- ・その結果、2025年度のGI登録申請件数は41件となっており、近年の年間平均登録件数の10件程度を大幅に上回る水準。今後、審査を行い、学識経験者の意見聴取で登録の拒否に該当する意見が出なければ登録に至る。
- ・これらの取組により、知的財産を保護・活用して農産物等の付加価値向上等に取り組む者が増加し、優良事例の創出にもつながっている。

図5-5 みえるらべる

農産物の生産段階における環境負荷低減の取組を星の数で分かりやすく表示するラベル



図5-6 みえるらべる商品が通年購入可能な店舗等がある都道府県（2025年度）

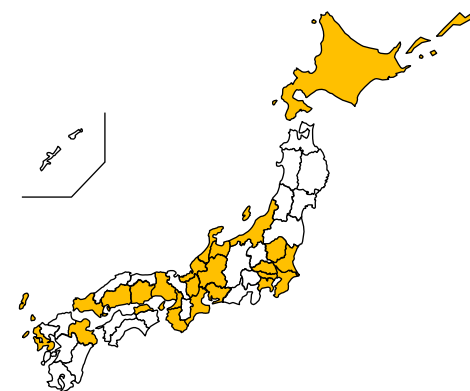
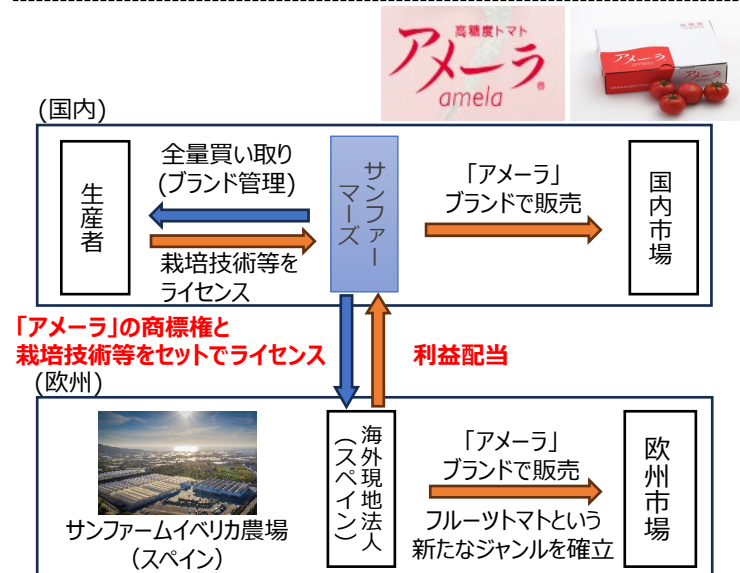


図5-7 付加価値向上に取り組む優良事例（令和7年度農林水産大臣表彰）

- ・国内では、高付加価値なトマトを自ら生産・販売し、海外では商標権と栽培技術等をセットでライセンスすることで収益を拡大。

（株）サンファーマーズ（静岡県）

高糖度トマトの栽培ノウハウとブランドを戦略的に活用し、海外展開



(5) 付加価値の向上

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 高い品質を有する品種の開発・導入促進

- ・ 良食味等の高い品質を有する品種の開発に際しては、**実需者ニーズに即した特性の評価に時間を要する**といった課題があることから、品種開発段階から**実需者の評価を行うこと**で、開発した品種の**早期の普及を図る必要**。

○ 新たな付加価値を生み出す6次産業化

- ・ 6次産業化に取り組む農林漁業者によっては、生産資材価格の上昇に伴う経費増加や受注量減少などの多様な課題を抱えているため、課題解決には**伴走支援体制の強化により経営改善を図っていく必要**。

○ 食品等の持続的な供給

- ・ 食品事業者による持続的な食料供給に資する取組の増加を一層図るためには、**食料システム法に基づく認定計画を促進する環境整備を図っていく必要**。
- ・ 地域コンソーシアムの多くでは、事業戦略や事業計画の策定など**事業化を支援できる専門的な人材が不足**していることから、地域の未利用資源の活用方法に関する議論が優先され、**具体的な事業化を念頭においた議論が不十分**となり、**案件形成に至らないケースが多い**。

○ 環境負荷低減の取組の「見える化」

- ・ 現在、「みえるらべる」のついた商品は米や野菜などの生鮮食品が主であり、**保存の効く加工食品の取扱いを伸ばしていく必要**。
- ・ 「見える化」に取り組む生産者の面的な拡大によりロットを確保し、**大手流通・販売ルートでの取扱いを拡大**することにより、多くの消費者が手に取ることができる環境づくりと認知の拡大を図っていく必要。
- ・ 「みえるらべる」を取り扱う店舗における商品のラインナップや販売期間が限られているため、生産者の環境配慮への努力を環境価値として伝える効果や売上額・販売額への影響は限定的。

○ 知的財産の保護・活用

- ・ **品種や技術等を知的財産と捉え、戦略的に保護・活用**することで**ブランド化や国際競争力の強化**につなげるといった農林水産業・食品産業関係者全体の意識の醸成が必要。
- ・ **地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請が継続的に行われることが必要**。

課題への対応方向

○ 高い品質を有する品種の開発・導入促進

- ・ **研究の加速化による品種登録出願の前倒し等を行う際の研究費の重点配分、より高精度な品種開発に必要な分析機器の研究機関への整備や実需者との共同研究の公募要件化**により、実需者ニーズに応じた品種の着実な開発と早期の普及を図る。

○ 新たな付加価値を生み出す6次産業化

- ・ 中央サポートセンターを通じ、都道府県サポートセンター等による伴走支援体制の強化を引き続き推進。専門家の派遣による経営改善に加え、新商品開発・販路開拓等により販売の伸び悩みの改善を図る。

○ 食品等の持続的な供給

- ・ 引き続き**計画認定制度の周知**を図るとともに、**予算上のインセンティブ措置（要件化・優先採択・ポイント加算）の充実強化**を検討。
- ・ **地域コンソーシアムに事業化のための戦略・計画策定等を支援できる専門家を含めた体制の構築**を検討。

○ 環境負荷低減の取組の「見える化」

- ・ 加工食品を取り扱う事業者が環境負荷低減に取り組んだ農産物を原材料として取り扱う場合の**メリット感の醸成に向けた検討**を行うことにより、**通年で販売できる商品の増加**に繋げる。
- ・ JAなどに対して**生産部会単位での取組の働きかけ**を行うとともに、**卸売市場と繋がる業者との連携、大手流通・量販店・公共調達における取扱拡大に向けた運用改善や対象品目の拡大**を検討することにより、全国で販売できる事業者を増やし、「みえるらべる」のついた商品が通年購入可能な店舗等の増加に繋げるとともに、消費者に対して環境価値を伝えるため取組の強化を図る。

○ 知的財産の保護・活用

- ・ 2025年度より創設した表彰制度の農林水産・食品部門にて、**全国の優良事例を掘り起こし、事例の横展開等**により、**知的財産意識の醸成**を図る。
- ・ **GI登録の効果等の周知や認知度向上**に向けた取組の強化を図る。